

資 料 編

【目 次】

表

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ一覧表.....	1
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ一覧表.....	2
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ一覧表.....	2
土石流危険溪流Ⅰ一覧表.....	3
土石流危険溪流Ⅱ一覧表.....	3
土石流危険溪流に準ずる溪流一覧表.....	3
崩壊土砂流出危険地区一覧表.....	4
山腹崩壊危険地区一覧表.....	4
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域.....	5
宅地造成工事規制区域内での規制内容.....	13
大阪府管理河川の水防区域.....	14
大阪府管理河川(高潮)の水防区域.....	15
大阪府管理海岸(高潮)の水防区域.....	15
樋門・門扉一覧表.....	16
重要な水防ため池一覧表.....	18
大阪府ため池防災テレメータ観測所(水位・雨量)一覧表.....	19
大阪府水防災情報システム雨量観測所一覧表.....	19
大阪府水防災情報システム量水標一覧表.....	19
備蓄倉庫一覧表.....	19
土石流テレメータ設置箇所一覧表.....	20
市内主要道路一覧表.....	20
危険物施設等一覧表.....	21
動員人員一覧表(令和4年4月1日現在).....	22
防災拠点.....	23
消防分団庫一覧表.....	23
防災協定一覧表.....	24
消防相互応援協定締結状況.....	30
一時避難場所.....	31
広域避難場所.....	31
避難路(広域避難地に通じる道路).....	31
福祉避難所.....	32
指定避難所.....	33
応急仮設住宅の建設予定地.....	36
重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量.....	37
近隣の災害拠点病院等.....	38

広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表.....	38
災害時用臨時ヘリポート.....	39
指定文化財等一覧表.....	39
防災関係機関指定電話及び大阪府防災行政無線番号一覧表.....	40
防災行政無線(固定系)設置場所一覧表.....	42
防災行政無線(移動系)一覧表.....	44
公用車一覧表.....	46
清掃関係施設及び車両一覧表.....	48
車両一覧表(消防団).....	49
市内の消防水利状況.....	49
浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【洪水】.....	50
浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【高潮】.....	50
浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【津波】.....	51
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設リスト.....	51

資料

(資料1) 阪南市防災会議条例.....	52
(資料2) 阪南市防災会議委員.....	55
(資料3) 阪南市災害対策本部条例.....	56
(資料4) 阪南市防災行政用無線局運用管理規程.....	57
(資料5) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表.....	60
(資料6) 阪南市災害弔慰金の支給等に関する条例.....	63
(資料7) 阪南市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書.....	68
(資料8) 泉州南消防組合警防規程.....	69
(資料9) 中小規模災害時職員配備フロー図.....	80

様式

(様式1) 動員報告書.....	81
(様式2) 災害概況速報.....	82
(様式3) 被害状況速報.....	83
(様式4) 災害確定報告.....	85
(様式5) 緊急通行車両確認事前届出書.....	87
(様式6) 緊急通行車両事前届出済証.....	88
(様式7) 緊急通行車両等事前届出書.....	89
(様式8) 緊急通行車両確認届出書.....	90
(様式9) 緊急通行車両標章.....	91
(様式10) 自衛隊の災害派遣要求依頼書.....	92
(様式11) 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書.....	92
(様式12) り災証明書.....	93
阪南市津波浸水想定図.....	94

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ一覧表

(自然斜面)

個所 番号	個所名	所在地	地 形			保全 人家 戸数	備 考
			傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		
582	三井鳥取	鳥取三井	44	135	18	33	
583	飯ノ峯	箱作	50	160	26	16	区域指定済
584	緑ヶ丘	山中溪	46	90	42	21	
585	いずみが丘団地	箱作	35	87	16	20	
586	いずみが丘住宅(1)	箱作	40	105	12	18	
587	いずみが丘住宅(2)	箱作	38	130	8	7	
588	住友金属	箱作	40	90	14	13	区域指定済
589	万葉台	箱作	50	105	22	10	
590	石墓ノ上	桑畑	37	150	20	6	
591	小堀山(1)	桑畑	40	80	34	10	
592	山中溪(1)	山中溪	45	100	25	12	
593	山中溪(2)	山中溪	49	240	32	14	
594	地藏谷口	山中溪	35	190	35	18	小学校
595	南垣外	山中溪	40	50	30	7	
673	箱作(1)	箱作	46	70	8	9	いずみが丘団地境
860	和泉鳥取(2)	和泉鳥取	43	88	16	11	
861	緑ヶ丘三丁目	緑ヶ丘三丁目	35	83	12	7	
862	さつき台二丁目(1)	さつき台二丁目	31	88	12	6	

(令和4年4月1日現在)

(人工斜面)

個所 番号	個所名	所在地	地 形			保全 人家 戸数	備 考
			傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		
45	松風荘苑	和泉鳥取	70	100	30	10	
46	南海団地	鳥取	43	272	30	77	舞東住民センター
47	南海団地東5丁目	南海団地	43	278	26	44	
50	箱作(2)	箱作	47	255	24	45	

(令和4年4月1日現在)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ一覧表

(自然斜面)

個所 番号	個所名	所在地	地 形			保全 人家 戸数	備 考
			傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		
1003	和泉鳥取(1)	和泉鳥取	45	63	8	3	
1004	石田(1)	石田	45	68	14	1	
1005	石田(2)	石田	36	90	12	2	
1006	光陽台二丁目(1)	光陽台二丁目	38	50	12	3	
1007	光陽台四丁目(1)	光陽台四丁目	42	53	10	2	
1008	箱作(3)	箱作	38	68	8	1	
1009	緑ヶ丘二丁目(1)	緑ヶ丘二丁目	40	38	22	4	
1010	緑ヶ丘二丁目(2)	緑ヶ丘二丁目	55	50	32	1	
1011	自然田	自然田	47	100	60	1	
1012	桑畑(1)	桑畑	37	68	28	1	
1013	箱の浦(1)	箱の浦	40	75	10	2	

(令和4年4月1日現在)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ一覧表

個所 番号	個所名	所在地	地 形			保全 人家 戸数	備 考
			傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		
265	桑畑飛地	桑畑飛地	31	100	32	0	
266	山中溪(3)	山中溪	31	130	48	0	
267	石田(3)	石田	35	320	64	0	
268	桑畑(2)	桑畑	33	120	66	0	
269	桑畑(3)	桑畑	30	240	128	0	
270	桑畑(4)	桑畑	35	230	114	0	
271	貝掛(1)	貝掛	33	180	32	0	
272	貝掛(2)	貝掛	31	160	36	0	
273	貝掛(3)	貝掛	30	150	38	0	
274	貝掛(4)	貝掛	36	200	42	0	
275	貝掛(5)	貝掛	30	170	52	0	
276	桃の木台(1)	桃の木台	36	250	94	0	
277	桃の木台(2)	桃の木台	54	110	44	0	
278	箱作(4)	箱作	34	300	74	0	
279	箱作(5)	箱作	30	140	40	0	
280	箱作(6)	箱作	39	150	64	0	

(令和4年4月1日現在)

土石流危険溪流Ⅰ一覧表

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地
I-29-1	男里川	山中川	山中川第一支川	山中溪
I-29-2	男里川	山中川	山中川第一支川	山中溪
I-29-3	男里川	山中川	山中川第二支溪	山中溪
I-29-4	男里川	山中川	山中川第六支溪	山中溪
I-29-5	男里川	山中川	山中川第三支溪	山中溪
I-29-6	男里川	井関川	井関川第四支溪	桑畑
I-29-7	佐智川	佐智川	佐智川支川	鳥取

(令和4年4月1日現在)

土石流危険溪流Ⅱ一覧表

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地
Ⅱ-29-1	男里川	山中川	山中川第四支溪	山中溪
Ⅱ-29-2	男里川	山中川	山中川左第二支溪	山中溪
Ⅱ-29-3	男里川	山中川	山中川左第一支溪	山中溪
Ⅱ-29-4	男里川	菟砥川	小川第二支溪	自然田
Ⅱ-29-5	男里川	井関川	井関川第一支溪	石田
Ⅱ-29-6	花折川	花折川	花折川支川	貝掛
Ⅱ-29-7	茶屋川	飯ノ峯川	飯ノ峯川第一支溪	貝掛
Ⅱ-29-8	田山川	田山川	田山川左第一支溪	南山中
Ⅱ-29-9	男里川	井関川	井関川第三支溪	石田
Ⅱ-29-10	男里川	菟砥川	菟砥川支溪	自然田

(令和4年4月1日現在)

土石流危険溪流に準ずる溪流一覧表

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地
準-29-1	男里川	金熊寺川	山中川第五支溪	—
準-29-2	男里川	菟砥川	菟砥川支溪	下出飛地
準-29-3	茶屋川	飯ノ峯川	飯ノ峯川支溪	箱作

(令和4年4月1日現在)

崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区 番 号	所 在 地	危険地区 番 号	所 在 地
	大 字 等		大 字 等
232-3	箱作(3)	232-21	桑畑(14)
232-4	箱作(4)	232-22	桑畑(15)
232-6	桑畑(1)	232-23	山中溪(1)
232-7	桑畑(2)	232-24	山中溪(2)
232-8	桑畑(3)	232-25	山中溪(3)
232-9	桑畑(4)	232-26	山中溪(4)
232-10	桑畑(5)	232-27	箱作(5)
232-11	桑畑(6)	232-31	箱作(8)
232-12	桑畑(7)	232-32	箱作(9)
232-13	桑畑(8)	232-33	箱作(10)
232-14	桑畑(9)	232-34	箱作(11)
232-15	桑畑(10)	232-35	箱作(12)
232-16	桑畑(11)	232-36	桑畑(16)
232-17	自然田(1)	232-37	桑畑(17)
232-18	桑畑(12)	232-38	桑畑(18)
232-19	桑畑(13)	232-39	桑畑(19)
232-20	自然田(2)		

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

山腹崩壊危険地区一覧表

危険地区 番 号	所 在 地	危険地区 番 号	所 在 地
	大 字 等		大 字 等
232-1	石田	232-5	山中溪(2)
232-2	桑畑(1)	232-6	山中溪(3)
232-3	桑畑(2)	232-7	箱作
232-4	山中溪(1)	232-8	自然田

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
145	阪南市	桑畑	桑畑（３）	K31200010	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
146	阪南市	桑畑	桑畑（３ ３）	K31200050	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
147	阪南市	桑畑	桑畑（３ ４）	K31200060	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
148	阪南市	桑畑	桑畑（３ ５）	K31200070	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
149	阪南市	桑畑	桑畑（４ ４）	K31200080	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
150	阪南市	桑畑	桑畑（４ ５）	K31200090	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
247	阪南市	石田	桑畑飛地	K31200100	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2509 号
248	阪南市	石田	石田（３）	K31200110	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2509 号
249	阪南市	石田	石田（９）	K31200140	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2509 号
387	阪南市	貝掛	貝掛（１）	K31200180	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1779 号
388	阪南市	貝掛	貝掛（２）	K31200190	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1779 号
389	阪南市	貝掛	貝掛（３）	K31200200	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1779 号
390	阪南市	貝掛	貝掛（４）	K31200210	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1779 号
391	阪南市	貝掛	貝掛（１ １）	K31200230	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1779 号
595	阪南市	自然田	自然田（５）	K31200300	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2108 号
596	阪南市	自然田	自然田（６）	K31200310	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2108 号
597	阪南市	自然田	自然田（７）	K31200320	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2108 号
598	阪南市	自然田	自然田（８）	K31200330	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2108 号
599	阪南市	自然田	自然田（９）	K31200340	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2108 号
600	阪南市	自然田	自然田（１ ０）	K31200350	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2108 号
603	阪南市	桑畑	桑畑（３ ０）	K31200490	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2108 号
604	阪南市	桑畑	桑畑（３ １）	K31200500	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2108 号
608	阪南市	山中溪	山中溪（３）	K31200460	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2108 号
612	阪南市	山中溪	山中溪（１ ２）	K31200470	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2108 号
613	阪南市	山中溪	山中溪（１ ３）	K31200480	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示 第 2108 号
1345	阪南市	和泉鳥取	和泉鳥取 （２）	K31200570	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1346	阪南市	緑ヶ丘三 丁目	緑ヶ丘三丁 目（１）	K31200580	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1347	阪南市	和泉鳥取	松風荘苑	K31200590	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1348	阪南市	和泉鳥取	和泉鳥取 （１）	K31200600	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1349	阪南市	緑ヶ丘二 丁目	緑ヶ丘二丁 目（１）	K31200610	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1350	阪南市	緑ヶ丘二 丁目	緑ヶ丘二丁 目（２）	K31200620	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1351	阪南市	鳥取中	鳥取中（１）	K31200630	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1352	阪南市	緑ヶ丘一丁目	緑ヶ丘一丁目（１）	K31200640	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1353	阪南市	緑ヶ丘一丁目	緑ヶ丘一丁目（２）	K31200650	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1354	阪南市	和泉鳥取	和泉鳥取（４）	K31200690	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1355	阪南市	緑ヶ丘一丁目	緑ヶ丘一丁目（５）	K31200700	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1356	阪南市	和泉鳥取	和泉鳥取（６）	K31200710	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1357	阪南市	緑ヶ丘三丁目	緑ヶ丘三丁目（２）	K31200720	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1358	阪南市	自然田	自然田（１ ６）	K31200730	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1359	阪南市	自然田	自然田（１ ７）	K31200750	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1360	阪南市	緑ヶ丘三丁目	緑ヶ丘三丁目（３）	K31200780	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
1361	阪南市	自然田	自然田（２）	K31200790	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
2830	阪南市	箱作、箱の浦	箱の浦(1)	K31200800	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2831	阪南市	箱作	箱の浦(3)	K31200810	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2832	阪南市	箱作	箱作(16)	K31200820	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2833	阪南市	箱作	箱作(17)	K31200830	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2834	阪南市	箱作	箱作(4)	K31200840	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2835	阪南市	箱作	箱作(20)	K31200850	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2836	阪南市	箱作	箱作(6)	K31200860	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2837	阪南市	箱作	箱作(22)	K31200870	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2838	阪南市	箱作	箱作(37)	K31200880	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2839	阪南市	箱作	箱作(5)	K31200890	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2840	阪南市	箱作	箱作(36)	K31200900	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2841	阪南市	箱作	箱作(35)	K31200910	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2844	阪南市	緑ヶ丘一丁目	緑ヶ丘一丁目(4)	K31200670	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2845	阪南市	南山中	田山川左 1 (菟砥川支流)	D23210080	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
3552	阪南市	箱作	箱作（２）	K31201000	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3553	阪南市	箱作	いずみが丘団地	K31200960	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3554	阪南市	箱作	いずみが丘住宅（１）	K31200970	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3555	阪南市	箱作	いずみが丘住宅（２）	K31200980	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3556	阪南市	箱作	住友金属	K31201030	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3557	阪南市	箱作	万葉台	K31201070	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3558	阪南市	箱作	箱作（１）	K31201040	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3559	阪南市	箱作	箱作（7）	K31200920	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3560	阪南市	箱作	箱作（8）	K31200930	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3561	阪南市	箱作	箱作（9）	K31200940	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3562	阪南市	箱作	箱作（1 3）	K31201060	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3563	阪南市	箱作	箱作（1 4）	K31201050	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3564	阪南市	箱作	箱作（2 8）	K31201080	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3565	阪南市	箱作	箱作（4 3）	K31200950	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3566	阪南市	箱作	鴻の台	K31200990	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3567	阪南市	箱作	プロヴァン スの丘（2）	K31201020	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3568	阪南市	箱作	プロヴァン スの丘（1）	K31201010	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3569	阪南市	山中溪	山中川右 2 （山中川第 一支川）	D23210010	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	-	-
3570	阪南市	山中溪	山中川右 3 （山中川第 一支溪）	D23210020	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3571	阪南市	山中溪	山中川右 4 （山中川第 二支溪）	D23210030	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3572	阪南市	山中溪	山中川右 6 （山中川第 六支溪）	D23210040	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3573	阪南市	山中溪	山中川左 2 （山中川第 三支溪）	D23210050	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3574	阪南市	山中溪	山中川右 1 （山中川第 四支溪）	D23220010	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3575	阪南市	山中溪	山中川左 3 （山中川左 第二支溪）	D23220020	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3576	阪南市	山中溪	山中川左 1 （山中川左 第一支溪）	D23220030	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3577	阪南市	山中溪	山中川右 5 （山中川第 五支溪）	D23230010	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
4140	阪南市	鳥取三井	鳥取三井	K31201140	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4141	阪南市	光陽台二 丁目	光陽台二丁 目（2）	K31201110	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4142	阪南市	鳥取三井	鳥取三井 （2）	K31201150	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4143	阪南市	舞三丁目	南海団地	K31201160	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4144	阪南市	光陽台二 丁目	光陽台二丁 目（1）	K31201120	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4145	阪南市	光陽台四 丁目	光陽台四丁 目（1）	K31201170	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4146	阪南市	光陽台四 丁目	光陽台四丁 目（2）	K31201180	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4147	阪南市	舞五丁目	舞五丁目	K31201190	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4148	阪南市	舞四丁目	舞四丁目 （1）	K31201200	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4149	阪南市	舞四丁目	舞四丁目 （2）	K31201210	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4150	阪南市	舞四丁目	舞四丁目（3）	K31201220	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4151	阪南市	舞四丁目	舞四丁目（4）	K31201230	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4152	阪南市	舞四丁目	舞四丁目（7）	K31201240	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4153	阪南市	貝掛	貝掛（6）	K31201270	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4154	阪南市	貝掛	貝掛（8）	K31201280	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4155	阪南市	貝掛	貝掛（9）	K31201290	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4156	阪南市	貝掛	貝掛（10）	K31201260	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4157	阪南市	箱作	箱作（3）	K31201300	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4158	阪南市	箱作	飯ノ峯	K31201320	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4159	阪南市	箱作	箱作（29）	K31201310	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4160	阪南市	石田	石田（1）	K31201090	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4161	阪南市	石田	石田（2）	K31201100	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4162	阪南市	光陽台二丁目	光陽台二丁目（5）	K31201130	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4163	阪南市	鳥取三井及び舞一丁目	佐智川左 1（佐智川支川）	D23210070	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1594 号
4164	阪南市	貝掛	花折川左 1（花折川支川）	D23220060	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	-	-
4165	阪南市	箱作	飯ノ峯川右 1（飯ノ峯川第一支溪）	D23220070	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	-	-
4166	阪南市	石田	井関川左 1（井関川第一支溪）	D23220050	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1593 号	-	-
6642	阪南市	石田及びさつき台二丁目	石田（4）	K31200160	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6643	阪南市	山中溪	緑が丘	K31200360	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6644	阪南市	石田及び桑畑	石田（5）	K31200510	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6645	阪南市	石田及び桑畑	石田（6）	K31200520	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6646	阪南市	石田及び桑畑	石田（10）	K31200540	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6647	阪南市	石田	石田（7）	K31200120	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6648	阪南市	石田	石田（8）	K31200130	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6649	阪南市	桑畑	石墓ノ上－1	K31200551	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6650	阪南市	桑畑	石墓ノ上－2	K31200552	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6651	阪南市	桑畑	石墓ノ上－3	K31200553	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6652	阪南市	自然田、山中溪及び和泉鳥取	和泉鳥取（8）	K31200560	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6653	阪南市	自然田	和泉鳥取（9）	K31200660	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6654	阪南市	自然田及び山中溪	和泉鳥取（10）	K31200680	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
6655	阪南市	和泉鳥取、自然田及び山中溪	和泉鳥取（１１）	K31200740	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6656	阪南市	貝掛	貝掛（５）	K31200220	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6657	阪南市	貝掛	貝掛（12）	K31200760	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6658	阪南市	貝掛	貝掛（13）	K31200770	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6659	阪南市	貝掛	貝掛（14）	K31201250	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6660	阪南市	桃の木台七丁目及び箱作	貝掛（15）	K31201330	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6661	阪南市	貝掛	貝掛（16）	K31201340	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6662	阪南市	貝掛	貝掛（17）	K31201350	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6663	阪南市	貝掛	貝掛（18）	K31201360	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6664	阪南市	箱作	貝掛（19）	K31201370	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6665	阪南市	黒田、桑畑及び石田	黒田（１）	K31201380	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6666	阪南市	桑畑	桑畑	K31201390	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6667	阪南市	桑畑	桑畑（２）	K31201400	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6668	阪南市	桑畑及び自然田	桑畑（５）	K31200280	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6669	阪南市	桑畑及び自然田	桑畑（６）	K31200290	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6670	阪南市	桑畑	桑畑（７）	K31201410	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6671	阪南市	桑畑	桑畑（８）	K31201420	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6672	阪南市	桑畑	桑畑（９）	K31201430	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6673	阪南市	桑畑	桑畑（１０）	K31201440	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6674	阪南市	桑畑	桑畑（１１）	K31201450	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6675	阪南市	桑畑及び石田	桑畑（１２）	K31201460	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6676	阪南市	桑畑及び石田	桑畑（１３）	K31201470	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6677	阪南市	桑畑、石田及び黒田	桑畑（１４）	K31201480	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6678	阪南市	桑畑	桑畑（１５）	K31201490	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6679	阪南市	桑畑	桑畑（17）	K31201510	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6680	阪南市	桑畑	桑畑（18）	K31201520	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6681	阪南市	桑畑及び石田	桑畑（29）	K31201530	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6682	阪南市	桑畑	桑畑（20）	K31201540	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6683	阪南市	桑畑	桑畑（32）	K31200040	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6684	阪南市	さつき台一丁目、さつき台二丁目、さつき台三丁目及び自然田	さつき台一丁目（２）	K31201550	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
6685	阪南市	さつき台二丁目及びさつき台三丁目	さつき台二丁目（１）	K31201560	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6686	阪南市	さつき台三丁目、さつき台二丁目及び石田	さつき台三丁目（１）	K31201570	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6687	阪南市	自然田	自然田	K31200250	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6688	阪南市	自然田	自然田（３）	K31200260	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6689	阪南市	自然田	自然田（４）	K31200270	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6690	阪南市	自然田	自然田（11）	K31201580	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6691	阪南市	自然田	自然田（12）	K31201590	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6692	阪南市	自然田	自然田（13）	K31201600	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6693	阪南市	自然田	自然田（14）	K31201610	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6694	阪南市	自然田	自然田（15）	K31201620	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6695	阪南市	自然田及び下出	自然田（18）	K31201630	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6696	阪南市	自然田	自然田（19）	K31201640	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6697	阪南市	自然田	自然田（20）	K31201650	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6698	阪南市	山中溪	地藏谷口－ 1	K31200391	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6699	阪南市	山中溪	地藏谷口－ 2	K31200392	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6700	阪南市	桑畑	小掘山（１）	K31201660	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6701	阪南市	箱作	箱作（10）	K31201670	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6702	阪南市	箱作及び南山中	箱作（11）	K31201680	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6703	阪南市	箱作	箱作（12）	K31201690	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6704	阪南市	箱作	箱作（15）	K31201700	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6705	阪南市	箱作	箱作（18）	K31201710	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6706	阪南市	箱作	箱作（19）	K31201720	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6707	阪南市	箱作	箱作（21）	K31201730	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6708	阪南市	箱作	箱作（23）	K31201740	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6709	阪南市	箱作	箱作（24）	K31201750	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6710	阪南市	箱作	箱作（25）	K31201760	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6711	阪南市	箱作	箱作（26）	K31201770	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6712	阪南市	箱作及び桃の木台一丁目	箱作（27）	K31201780	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6713	阪南市	箱作及び桃の木台一丁目	箱作（30）	K31201790	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
6714	阪南市	箱作	箱作 (31)	K31201800	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6715	阪南市	箱作	箱作 (32)	K31201810	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6716	阪南市	箱作	箱作 (33)	K31201820	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6717	阪南市	箱作	箱作 (34)	K31201830	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6718	阪南市	箱作	箱作 (38)	K31201840	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6719	阪南市	箱作及び 南山中	箱作 (39)	K31201850	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6720	阪南市	箱作	箱作 (40)	K31201860	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6721	阪南市	箱作	箱作 (41)	K31201870	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6722	阪南市	箱作	箱作 (42)	K31201880	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6723	阪南市	箱作	箱作 (44)	K31201890	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6724	阪南市	箱作	箱作 (45)	K31201900	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6725	阪南市	箱作	箱作 (46)	K31201910	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6726	阪南市	箱作	箱作 (47)	K31201920	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6727	阪南市	箱作	箱作 (48)	K31201930	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6728	阪南市	山中溪	南垣外	K31200400	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6729	阪南市	山中溪	南垣外 (2)	K31201940	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6730	阪南市	桃の木台 二丁目及 び箱作	桃の木台二 丁目 (3)	K31201970	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6731	阪南市	桃の木台 二丁目及 び箱作	桃の木台二 丁目 (4)	K31201980	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6732	阪南市	桃の木台 二丁目及 び箱作	桃の木台二 丁目 (5)	K31201990	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6733	阪南市	桃の木台 二丁目及 び箱作	桃の木台二 丁目 (6)	K31200150	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6734	阪南市	桃の木台 二丁目及 び箱作	桃の木台二 丁目 (7)	K31202000	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6735	阪南市	桃の木台 二丁目	桃の木台二 丁目 (8)	K31200170	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6736	阪南市	桃の木台 二丁目及 び桃の木 台一丁目	桃の木台二 丁目 (9)	K31202010	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6737	阪南市	山中溪	山中溪 (1)	K31200370	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6738	阪南市	山中溪	山中溪 (2)	K31200380	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6739	阪南市	山中溪	山中溪 (4)	K31200420	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6740	阪南市	山中溪	山中溪 (5)	K31200430	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6741	阪南市	山中溪	山中溪 (7)	K31202020	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6742	阪南市	山中溪	山中溪 (9)	K31202030	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6743	阪南市	山中溪	山中溪 (6)	K31200440	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
6744	阪南市	桑畑	桑畑（４）	K31200020	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6745	阪南市	桑畑	桑畑（21）	K31202040	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6746	阪南市	桑畑	桑畑（22）	K31200030	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6747	阪南市	山中溪及び 桑畑	山中溪（８）	K31200410	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6748	阪南市	山中溪	山中溪（10）	K31200450	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6749	阪南市	石田及び 桑畑	桑畑（19）	K31202050	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6750	阪南市	桃の木台 二丁目	桃の木台 （３）	K31202060	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6751	阪南市	桑畑	桑畑（23）	K31202070	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6752	阪南市	貝掛	貝掛（20）	K31202080	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6753	阪南市	貝掛	貝掛（22）	K31202090	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6754	阪南市	桑畑	菟砥川左 1 左三（井関川 第四支溪）	D23210060	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	-	-
6755	阪南市	桑畑及び 自然田	菟砥川右 1 右二（小川第 二支溪）	D23220040	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	-	-
6756	阪南市	石田	菟砥川左 1 左二（井関川 第三支溪）	D23220080	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	-	-
6757	阪南市	自然田	菟砥川右 1 右一（菟砥川 支溪）	D23220290	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6758	阪南市	箱作及び 桃の木台 七丁目	茶屋川右 1 右一（1）（飯 ノ峯川支溪）	D23230031	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1424 号
6759	阪南市	箱作及び 桃の木台 七丁目	茶屋川右 1 右一（2）（飯 ノ峯川支溪）	D23230032	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	-	-
6760	阪南市	箱作及び 桃の木台 七丁目	茶屋川右 1 右一（3）（飯 ノ峯川支溪）	D23230033	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	-	-
6761	阪南市	箱作及び 桃の木台 七丁目	茶屋川右 1 右一（4）（飯 ノ峯川支溪）	D23230034	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示 第 1422 号	-	-
7172	泉南市 幡代 阪南市 山中溪		信達岡中 （19）	K22800150	平成 28 年 9 月 6 日	大阪府告示 第 1474 号	平成 28 年 9 月 6 日	大阪府告示 第 1475 号
8347	岬町望 海坂二 丁目 阪南市 箱作		望海坂（２）	K36601730	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号
計					230 箇所		219 箇所	

（令和 4 年 8 月 31 日現在）

宅地造成工事規制区域内での規制内容

宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事に関する工事について、造成主は工事着手前に大阪府の許可を受けなければならない。大阪府では工事の許可申請のあった場合は、法律で定める技術基準に適合しているかを審査し、適合している場合は許可される。また、工事完了後の検査も実施される。

宅地造成等規制法でいう宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため、または宅地において行う土地の形質の変更をいい、以下に該当するものをさす。

なお、「がけ」とは地表面が水平面に対して 30 度をこえる角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 切土で、2m をこえるがけが生じるもの(2) 盛土で、1m をこえるがけが生じるもの(3) 切土と盛土の合計が 2m のがけが生じるもの(4) 切土または盛土をする土地の面積が 500m² をこえるもの |
|---|

大阪府管理河川の水防区域

河川 海岸	川岸	担当水防 管理団体	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域
			区域	延長	区域	延長	延長合計
男里川	左岸	阪南市			自 菟砥橋 至 昭和橋上流 100m	770m	770m
	右岸	泉南市 阪南市			自 菟砥橋 至 金熊寺川合流点	1,400m	1,400m
金熊寺川	左岸	泉南市 阪南市	自 男里橋 至 金熊寺橋下流 250m	600m	自 金熊寺橋下流 250m 至 幡代橋 自 阪和自動車道 至 六尾橋 自 金熊寺北大橋 至 無名橋（蓮信寺入口）	1,720m	2,340m
	右岸	泉南市				1,670m	1,670m
山中川 菟砥川	左岸	阪南市	自 明心寺橋 至 山中川橋	800m	自 自然田高架橋 至 滑下橋	1,140m	1,940m
	右岸	〃	自 明心寺橋 至 山中川橋	800m	自 自然田高架橋 至 滑下橋	1,220m	2,020m
	左岸	〃			自 沢田橋 至 井関川・小川合流点	1,330m	1,330m
	右岸	〃			自 大口橋 至 井関川・小川合流点	1,160m	1,160m
茶屋川	左岸	〃			自 南海本線橋梁 至 上茶屋橋下流 70m 自 5号農道橋 至 6号農道橋下流 50m	360m	360m
	右岸	〃			自 南海本線橋梁 至 4号農道橋上流 60m	680m	680m

（水防区域：令和4年度大阪府水防計画（資料編）より）

大阪府管理河川(高潮)の水防区域

河川 海岸	担当水防 管理団体	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域
		区域	延長	区域	延長	延長合計
男里川	左岸	阪南市		自 海 至 菟砥橋	530m	530m
	右岸	泉南市		〃	530m	530m
茶屋川	左岸	阪南市		自 海 至 南海本線	520m	520m
	右岸	〃		〃	520m	520m

大阪府管理海岸(高潮)の水防区域

河川 海岸	担当水防 管理団体	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域
		区域	延長	区域	延長	延長合計
泉南海岸	岸和田市			岸和田市、貝塚市、 泉佐野市、田尻町、 泉南市、阪南市、 岬町	53,639m	53,639m
	貝塚市					
	泉佐野市					
	田尻町					
	泉南市					
	阪南市					
	岬町					

樋門・門扉一覧表

番号	河川名 地区名	施設名	所在地	形 式 (大きさ)	純 径 間	有 効 高	敷高 (TP+m)	休止 常時閉
1	車屋川	車屋川樋門	車屋川	2.0×2.0×3 門	2.00	2.00	-0.28	
2	尾崎港	阪南 2 門扉	尾崎港	1.5×0.8×1 門	1.50	0.80	2.90	
3	〃	阪南 2-2 門扉	〃	1.5×0.8×1 門	1.50	0.80	2.90	
4	〃	阪南 3 門扉	〃	4.0×1.55×1 門	4.00	1.55	2.15	
5	〃	阪南 4 樋門	〃	2.0×2.5×1 門	2.00	1.50	0.31	
6	〃	阪南 5-2 門扉	〃	4.0×1.8×1 門	4.00	1.80	1.90	
7	〃	阪南 5-3 門扉	〃	1.5×0.8×1 門	1.50	0.80	2.90	
8	尾崎	阪南 6 門扉	尾崎	4.0×1.5×1 門	4.00	1.50	3.20	
9	〃	阪南 8 樋門	〃	1.5×1.6×1 門	1.50	1.50	0.92	
10	〃	阪南 8-2 門扉	〃	1.5×1.5×1 門	1.50	1.50	3.20	
11	〃	阪南 8-3 門扉	〃	2.0×1.5×1 門	3.00	1.30	3.20	休止
12	〃	阪南 9 門扉	〃	4.0×2.45×1 門	4.00	2.45	2.25	
13	海老野川	阪南 1 1 樋門	海老野川	1.5×1.0×1 門	1.50	1.00	1.18	
14	尾崎	阪南 1 2 門扉	尾崎	3.0×1.9×1 門	3.00	1.90	2.80	
15	〃	阪南 1 2-2 門扉	〃	3.0×1.9×1 門	3.00	1.90	2.80	
16	とくさ川	阪南 1 3 門扉	とくさ川	3.0×1.0×1 門	3.00	1.90	3.70	休止
17	〃	阪南 1 4 樋門	〃	2.0×1.5×1 門	2.00	1.50	0.22	
18	新町	阪南 1 4-2 門扉	新町	1.5×1.5×1 門	1.50	1.50	3.20	
19	〃	阪南 1 5 門扉	〃	3.0×1.5×1 門	3.00	1.50	3.20	
20	新川	阪南 1 6 樋門	〃	2.0×1.5×1 門	2.00	1.50	0.74	
21	西鳥取漁港	阪南 1 7 門扉	鳥取	2.0×1.9×1 門	2.00	1.90	2.80	休止
22	〃	阪南 1 8 門扉	〃	3.5×2.2×1 門	3.50	2.00	2.70	
23	鳥取	阪南 1 9-1 門扉	〃	11.0×1.5×1 門	11.0	1.50	3.20	
24	佐智川	阪南 2 1 樋門	〃	2.0×2.0×2 門	2.00	2.15	0.44	
25	貝掛	阪南 2 2 門扉	貝掛	3.0×1.9×1 門	3.00	1.90	2.80	
26	〃	阪南 2 4 門扉	〃	3.0×1.9×1 門	3.00	1.90	2.80	
27	箱作	阪南 2 9 門扉	箱作	3.5×1.75×1 門	3.50	1.75	2.95	
28	〃	阪南 3 0 門扉	〃	3.5×1.75×1 門	3.50	1.75	2.95	
29	〃	阪南 3 5 門扉	〃	3.5×1.75×1 門	3.50	1.75	2.70	
30	〃	阪南 3 6 門扉	〃	3.5×1.75×1 門	3.50	1.75	2.70	
31	下莊魚港	阪南 3 6-1 門扉	〃	5.0×1.55×1 門	5.00	1.55	3.15	
32	〃	阪南 3 6-2 門扉	〃	4.0×2.0×1 門	4.00	2.00	2.70	
33	〃	阪南 3 7 門扉	〃	3.0×1.9×1 門	3.00	1.90	2.80	

番号	河川名 地区名	施設名	所在地	形 式 (大きさ)	純 径 間	有 効 高	敷高 (TP+m)	休止 常時閉
34	〃	阪南 3 8 門扉	〃	3.0×1.5×1 門	3.00	1.50	1.70	常時閉
35	〃	阪南 3 9 門扉	〃	3.0×1.5×1 門	3.00	1.50	1.70	常時閉
36	〃	阪南 4 0 門扉	〃	3.0×2.2×1 門	3.00	2.20	1.00	
37	〃	阪南 4 1 門扉	〃	4.0×1.15×1 門	4.00	1.15	2.05	
38	〃	阪南 4 2 門扉	〃	4.0×1.15×1 門	4.00	1.15	2.05	
39	〃	阪南 4 3 門扉	〃	4.0×1.15×1 門	4.00	1.15	2.05	休止
40	〃	阪南 4 4 門扉	〃	4.0×1.15×1 門	4.00	1.15	2.05	

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

重要な水防ため池一覧表

番号	ため池名	所在地	要水防 堤長(m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防値
1	鳥取池	桑畑	88	29.5	4.30	323	A
2	裏芝池	鳥取中	97	26.1	4.50	200	A
3	大谷池	自然田	97	18.7	2.80	115	A
4	新池	自然田	71	15.0	2.20	132	A
5	下出宮池	下出	70	12.0	0.93	45	B
6	東新池	箱作	80	12.7	2.90	174	B
7	蓮池	石田	661	9.7	5.55	330	C
8	師匠谷池	石田	75	11.4	1.40	50	C
9	芋ヶ阪池	石田	64	10.3	1.00	33	C
10	大池	石田	110	6.0	1.50	36	C
11	池谷池	箱作	50	15.7	0.99	63	C
12	今池	箱作	192	5.8	0.90	21	C
13	池谷上池	貝掛	55	8.0	0.74	24	C
14	井関池	石田	300	6.0	1.50	36	C
15	石谷池	箱作	55	8.0	0.60	19	C
16	平池	自然田	150	3.0	0.58	10	C
17	音羽池	和泉鳥	60	10.0	1.57	63	C
18	狭間池	鳥取	161	8.5	1.98	83	C
19	宮ノ下池	自然田	50	7.0	0.17	5	C
20	後谷池	石田	30	10.0	0.21	11	C
21	宮池	石田	25	4.5	0.10	2	C
22	濁池	和泉鳥	140	9.8	1.79	35	C
23	堀越池	石田	45	10.0	0.20	8	C
24	鴻谷池	箱作	110	10.0	0.82	33	C
25	天神裏池	箱作	22	8.0	0.16	5	C
26	大谷下池	箱作	50	11.0	0.40	18	C
27	大谷上池	箱作	55	5.5	0.38	8	C
28	高田池	自然田	191	6.0	1.56	22	C
29	花名池	自然田	65	12.0	0.70	34	C
30	池谷下池	貝掛	50	16.6	2.00	96	C
31	表谷池	箱作	48	15.0	0.85	51	C
32	大河内池	箱作	85	16.4	1.22	73	C
33	梅ノ木谷池	桑原	70	13.0	1.20	62	C
34	車谷池	貝掛	55	13.0	1.30	68	C
35	皿池	石田	120	6.0	0.45	11	C

(令和4年4月1日現在)

大阪府ため池防災テレメータ観測所（水位・雨量）一覧表

（大阪府所管）

観測所名	施設	通報水位	警戒水位	余水吐底より堤防天端まで	所在地	観測局管理者
蓮池	テレメータ	余水吐敷高	0.82	2.28	石田 252-1	大阪府泉州農と緑の総合事務所
音羽池	〃	〃	0.72	1.5	緑ヶ丘 1-1318-1	〃
自然田新池	〃	〃	0.87	2.2	石田 971	〃
狭間池	〃	〃	0.61	2	鳥取 592	〃
東新池	〃	〃	0.9	1.4	箱作 890-1	〃
鳥取池	〃	〃	1.94	3.1	桑畑 547-15	〃
大谷池	〃	〃	2.5	1	自然田 1880-1	〃
裏芝池	〃	〃	1.05	2.6	鳥取中 871-1	〃
下出宮池	〃	〃	0.65	1.8	下出 803-1	〃

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

大阪府水防災情報システム雨量観測所一覧表

（大阪府所管）

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者
尾崎	男里川	テレメータ	黒田尾崎出張所内	大阪府岸和田土木事務所

大阪府水防災情報システム量水標一覧表

（大阪府所管）

観測所名	流域河川名	通報水位	警戒水位	所在地	管理者
男里川橋	男里川	1.75	2.75	泉南市男里	大阪府岸和田土木事務所
茶屋川	茶屋川	0.70	1.70	阪南市箱作	大阪府岸和田土木事務所

備蓄倉庫一覧表

倉庫名	所在地	面積 (㎡)
市役所内備蓄倉庫	尾崎町 35-1	77.8
防災コミュニティセンター	下出 14-3	136.1
鳥取三井備蓄倉庫	鳥取三井 538-171	17.5
自然田備蓄倉庫	自然田 625-3 地先	23.0
鳥取東中学校備蓄倉庫	和泉鳥取 1455	30.0
飯ノ峯中学校備蓄倉庫	桃の木台 3-9-1	30.0

土石流テレメータ設置箇所一覧表

観測局名	所 在 地
山中溪局	山中溪住民センター（山中溪 245）
箱の浦局	箱の浦東住民センター（箱の浦 1-76）
桑畑局	桑畑住民センター（桑畑 352-13）

市内主要道路一覧表

区 分	路 線 名
自動車専用道路	阪和自動車道
国 道	26 号(第二阪和国道)
府 道	自然田鳥取線、鳥取吉見泉佐野線、東鳥取南海線、和歌山貝塚線、尾崎停車場線、堺阪南線、和歌山阪南線
市 道 (1・2 級)	尾崎石田線、尾崎自然田線、尾崎黒田南線、尾崎下出線、箱の浦線、下荘漁港線、石田箱作線、光陽台舞線、西鳥取線、石田桑畑線、自然田石田線、和泉緑ヶ丘線、尾崎港線、箱作駅前線、丘陵東線、丘陵西線、南山中丘陵線、貝掛丘陵線、鳥取光陽台線

危険物施設等一覧表

区分		施設数
製造所		0
貯蔵所	屋内貯蔵所	4
	屋外タンク貯蔵所	2
	屋内タンク貯蔵所	4
	地下タンク貯蔵所	9
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	2
	屋外貯蔵所	0
	小計	21
取扱所	給油取扱所	8
	販売取扱所	0
	移送取扱所	0
	一般取扱所	9
	小計	17
合計		38

(令和4年10月1日現在)

高压ガス施設一覧

	製造所区分	施設数
高压ガス製造	第1種	5
	第2種	12
高压ガス貯蔵所	第2種	2
高压ガス特定消費		1

(令和4年10月1日現在)

火薬類取扱施設一覧

区分	施設数
貯蔵	7
譲渡・消費	0

(令和4年10月1日現在)

毒物・劇物取扱施設一覧

区分	施設数
劇物	4

(令和4年10月1日現在)

動員人員一覧表

課・室・局	班長	管理職 配備職員	A 号配備	B 号配備	C 号配備
			職員	職員	(全職員)
(秘書長)	1				C 号配備体制が指令された場合、全職員 が出勤する。なお、市域（または隣接市 町域）で震度 5 弱以上の地震が発生した 場合、または特別警報が発令された場合 は、C 号配備が指令されたものとする。 （再任用職員含む） （隣接市町域＝泉南市、岬町、和歌山市、 岩出市）
総務課	1		1	2	
秘書人事課			1	1	
行財政構造改革推進室		2	2	3	
人権推進課		2		1	
政策共創室	1	1	1	2	
まちの活力創造課		1	1	2	
シティプロモーション 推進課		3	1	1	
税務課		3	3	5	
市民課	1	1	1	2	小学校・中学校
生活環境課		2	1	1	教育長、生涯学習部長の判断により、教 職員の出勤が指令される
資源対策課		2			
市民福祉課	1	3	1	2	
生活支援課		2	1	2	現場管理者 (都市整備部)
介護保険課		2	2	3	
保険年金課 健康事業準備室		3	2	4	7 人
健康増進課		2	1	1	
こども政策課	1	1	2	4	
こども支援課		1			
都市整備課	1			3	
河川農水課・農業委員会 事務局				2	
道路公園課				2	避難所開設責任者
下水道課				2	8 人
教育総務課	1	2	2	3	
学校教育課		1			
生涯学習推進室		4			
中央公民館		1			
給食センター		1			
会計課・議会事務局・行 政委員会事務局	1	3	1	2	
計	9	43	24	50	
保健師（9 名）	災害対策本部において、必要に応じて健康福祉部長の指示により配備指令を行う。				

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

防災拠点

施設名	区 分	所在地	電話
総合体育館	救援物資輸送拠点	光陽台 1-17-24	471-5224
阪南市役所	食料備蓄拠点	尾崎町 35-1	471-5678
鳥取中学校	救援部隊拠点	黒田 341	472-1881
尾崎公民館・地域交流館	ボランティア拠点	尾崎町 1-18-15	472-3333
箱作公園	自衛隊等のベースキャンプ	箱作地内	
保健センター	救護班拠点	黒田 263-1	472-2800

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

消防分団庫一覧表

区分 分団別	所在地	敷地面積 (㎡)	建築概要	延べ面積 (㎡)
第 1 分団	尾崎町 1 丁目 17-20	63	鉄骨造 2 階建	76
第 2 分団	下出 660 番地の 1	214	鉄骨造 2 階建	132
第 3 分団	箱作 259 番地の 1	247	鉄骨造 2 階建	136
第 4 分団	新町 109 番地の 3	132	鉄骨造 2 階建	130
第 5 分団	石田 625 番地の 3	162	鉄骨造 2 階建	112

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

防災協定一覧表

協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
H16. 5. 1	平成 3 年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定	千葉県袖ヶ浦市 埼玉県鶴ヶ島市 埼玉県日高市 東京都羽村市 奈良県香芝市	構成市の区域内において、災害対策基本法に規定する災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定めるものである。
H18. 4. 1	災害時における水源確保のための協定	(株)尾崎スイミングスクール	市の区域において災害が発生した場合、市民に必要な水源の確保及び(株)スイミングスクールが阪南市の要請に対する水の供給に関し、必要な事項を定めるものである。
H19. 1. 12	覚書（大阪府立泉鳥取高校との避難場所の鍵の管理について）	大阪府立 泉鳥取高校	本市地域防災計画上に避難場所として位置付けられた当該施設（体育館）の鍵の管理についての覚書
H19. 10. 15	地震災害発生時における創価学会 阪南文化会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認	創価学会 泉州文化会館	地震災害発生時における地域住民の緊急避難のため、阪南市が阪南文化会館の一部を一時避難所として提供する場合の確認書。
H20. 4. 1	災害時における避難所の利用に関する協定	泉南市	阪南市及び泉南市の行政区域が隣接している地域の避難所を相互に利用することにより災害時における住民の安全確保を図ることを目的とする。
H20. 11. 12	大規模災害における応急復旧作業等に関する協定	阪南建設業協同組合	災害時において、緊急に復旧作業を行う必要があると認めるときは、阪南市の要請により、阪南建設業協同組合が協力して実施する復旧作業に関し、必要な事項を定めるものである。
H21. 2. 25	大規模災害における応急復旧作業等に関する協定	阪南水道工事業協同組合	災害時において、緊急に復旧作業を行う必要があると認めるときは、阪南市の要請により、阪南水道工事業協同組合が協力して実施する復旧作業に関し、必要な事項を定めるものである。
H21. 4. 23	大規模災害における応急復旧作業等に関する協定	東和建設工業(株)、いずみ開発(株)、(有)ベネフィット、阪南開発(株)、(有)光昌建設、(株)ヨシタカ工業、ショウケン工業、大西電気(株)、(有)寿土木	災害時において、緊急に復旧作業を行う必要があると認めるときは、阪南市の要請により、阪南建設業協同組合員と協調の基に、復旧作業を実施するため必要な事項を定めるものである。
H21. 7. 27	災害発生時における阪南市内郵便局の協力に関する協定	阪南市内郵便局	阪南市内に発生した地震その他による災害時において、阪南市及び阪南市内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。
H24. 2. 20	災害時における物資供給に関する協定	ホームプラザナフコ阪南スカイタウン店	災害時における物資の供給

協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
H24. 2. 20	災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	災害時における物資の供給
H24. 2. 20	災害時における物資供給に関する協定	N P O 法人 コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給
H24. 4. 1	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	昌光産業(株) 社会福祉法人 親光会 (オアシス阪南デイサービスセンター)	阪南市に災害発生時又は、発生する恐れがある場合において、近隣住民の緊急避難のため、民間協力緊急一時避難所として提供する場合に関し、必要な事項を定めるものである。
H24. 9. 13	阪南市・岬町上水道緊急連絡管に関する協定	岬町	上水道施設損傷の緊急時において、上水道の安定給水を早期に回復できるよう、阪南市・岬町が協力して連絡管を設置し、相互応援体制の確立を図ることを目的とする。
H24. 10. 25	災害時における L P ガス等の供給協力に関する協定	大阪府 L P ガス協会泉南支部 阪南地区 (有)大紀物産、大阪府 L P ガス協会泉南支部 阪南地区 阪南ガス(株)	阪南市に災害発生時又は、発生する恐れがある場合において、市の指定する災害時避難施設において、L P ガスの供給協力に関し、必要な事項を定めるものである。
H25. 3. 22	一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定	堺・泉州ブロック (9 市 4 町 4 組合) 堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合	一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を図ることにより災害発生時や施設事故等に対し、より公益的な支援体制を確保し、協定団体の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図るものである。
H25. 6. 3	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株)関西支店	災害の発生時において、被災者等の通信の確保を目的とする。
H25. 8. 1	職員の派遣に関する協定	泉州南消防組合	災害対策基本法、本市災害対策本部の会議とそれに付随する事務、本市国民保護対策本部とそれに付随する事務及び本市新型インフルエンザ等対策本部条例とそれに付随する事務に関し、消防組合から必要な職員を派遣してもらう協定。
H25. 9. 10	泉州地域災害時相互応援協定	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町の 9 市 4 町	関係市町の区域において風水害、地震、津波その他の災害が発生し、または その恐れがあり、当該市町単独では十分な応急措置ができない場合に、当該市町の要請にこたえるため、あらかじめ関係市町間において広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
H26. 4. 1	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定	大阪府	災害対策基本法に基づく災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等の業務に活用するため、共同事業として無線設備を整備する。
H26. 4. 12	災害時等における緊急放送における協定	(株)ジェイコムウエスト (貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町)	大地震、台風など自然災害又はその他の緊急事態発生時に住民に対して緊急の情報の伝達がある場合において、泉南地域（岸和田市除く）がジェイコムウエストに緊急放送を要請するときの手続きを定める協定。
H26. 6. 12	減災を目的とした防災ARに関する協定	(一社) 全国防災共助協会	市民に対し、市内の気象情報、地震津波情報及び災害時避難場所など、必要な防災情報の提供を行うとともに、平常時からの防災意識の向上を図ることを目的とする。
H26. 7. 22	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	災害対策基本法に基づき、本市が災害対策本部を設置した時の地図製品等の供給及び利用等に関して必要事項を定めた協定。
H26. 7. 30	災害時の医療救護活動に関する協定（薬剤師会）	泉南薬剤師会	本市域で大規模災害が発生した場合、泉南薬剤師から薬剤師を派遣してもらい、医療救護活動を実施していただく協定。
H26. 12. 18	阪南市・泉南市上水道緊急連絡管設置に関する基本協定	泉南市	上水道施設損傷の緊急時において、上水道の安定給水を早期に回復できるよう、阪南市・泉南市が協力して連絡管を設置し、相互応援体制の確立を図ることを目的とする。
H27. 2. 25	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	大阪府泉州農と緑の総合事務所 阪南市西台原土地改良区	地震等の大規模災害が発生した場合に、阪南市西台原土地改良区の協力を得て、改良区が管理する農業用水を活用して防災活動を行うことを目的とする。
H27. 4. 9	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	学校法人いづみ学園 さつき台幼稚園 桃の木台幼稚園	阪南市内に災害等が発生し、または発生する恐れがある場合に、民間協力緊急一時避難所として市民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。
H27. 7. 27	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局長	阪南市の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止のため緊急的な対応の実施を目的とする。
H28. 2. 10	津波発生における緊急避難場所としての使用に関する協定	泉南清掃事務組合	南海トラフ地震等により、緊急に避難しなければならない場合において、地域住民の緊急避難場所としての使用を目的とする。
H28. 4. 15	災害時相互応援協定	岐阜県羽島市	協定市の区域内において、災害対策基本法に規定する災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定めるものである。

協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
H28. 9. 30	災害時における応急対策業務に関する協定	大阪府電気工事工業組合	災害時に市の設置する施設の電気設備に関する被災状況の調査、応急修理、仮設工事等及び技術的助言に関する業務の協力要請について、定めるものである。
H29. 3. 1	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 泉佐野泉南医師会	本市域で大規模災害が発生した場合、泉佐野泉南医師会から医療救護班を派遣してもらい、医療救護活動を実施していただく協定。
H29. 3. 1	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 泉佐野泉南歯科医師会	本市域で大規模災害が発生した場合、泉佐野泉南歯科医師会から医療救護班を派遣してもらい、医療救護活動を実施していただく協定。
H29. 3. 8	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	独立行政法人 都市再生機構西日本支社	阪南市内に津波の襲来する恐れがある場合又は洪水が発生する恐れがある場合における一時避難地として使用することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。
H29. 7. 12	災害発生時における協力に関する協定	大阪府泉南警察署	災害時等の緊急事態発生時に警察署庁舎で災害警備活動の遂行と庁舎機能の維持が困難な場合、市が管理する施設の一部を災害警備活動等の拠点として使用することへの協力について必要な事項を定める。
H30. 3. 29	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	泉南鍼灸マッサージ師会	大規模な災害の発生により阪南市内に避難所が設置された場合に、市の要請に基づき避難所に会員を派遣し、鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術等を行うことについて、必要な事項を定める。
H31. 1. 30	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境ホールディングス(株)	地震等災害及び不測の事態が発生した場合において、市の処理施設で処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について必要な事項を定める。
H31. 3. 25	災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定	公益財団法人全国上下水道 コンサルタント協会	阪南市内で、地震、風水害その他の災害により阪南市の管理する下水道施設が被災した場合における災害復旧に係る支援業務に関して必要な事項を定める。
H31. 3. 29	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管 路管理業協会	地震、風水害その他の災害により阪南市の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して基本的な事項を定める。
R1. 6. 12	災害時における情報提供に関する協定書	大阪ガスネットワーク株式 会社	阪南市において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合において、都市ガス供給を停止した住民への都市ガス供給の復旧についての円滑な情報提供に関する事項を定める。

協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
R1. 6. 12	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	阪南市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、阪南市が阪南市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ阪南市の行政機能の低下を軽減させるため、阪南市とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。
R1. 6. 28	災害時救援協定書（災害廃棄物（し尿等）の収集運搬	植田清掃、（有）大洲、（有）道慶清掃、（有）南工業所	災害時におけるし尿等の収集運搬に関して、協力を求めるにあたって、必要な事項を定める。
R1. 7. 26	災害時における仮設便所の設置に関する協定	旭ハウス工業株式会社	被災した市民等に対して行う仮設便所の設置に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。
R1. 8. 21	災害時救援協定（災害廃棄物（災害ごみ等）の収集運搬）	㈱ユニティ、（有）ハウザン環境、㈱寿土建、南府建設㈱、㈱ダストサービス、泉州清掃、（有）クリーンスタッフ	災害時における災害ごみ等の収集運搬に関して、協力を求めるにあたって、必要な事項を定める。
R1. 8. 28	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	大阪市（泉南メモリアルパーク）	阪南市内で震度５弱以上を観測する地震が発生し、又は同市内に津波警報が発令された場合（以下あわせて「災害等発生時」という。）において、大阪市の施設を避難場所として使用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。
R1. 8. 30	災害時における防疫対策に関する協定	阪紀白蟻	被災地域等の感染症が発生する恐れのある地域の防疫対策を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。
R2. 3. 18	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	和泉学園	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市が特に必要と判断した場合において、和泉学園の施設（共善寮）を避難場所として使用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。
R2. 4. 23	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	J パックス株式会社 セッツカートン株式会社	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所の設営等において必要な物資（段ボール製簡易ベッド等）の調達に関し、必要な事項を定める。
R2. 6. 29	災害時における無人航空機の活用に関する協定	株式会社岸和田グランドホール	災害時における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、協力を要請する場合の必要な事項を定める。
R2. 8. 27	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	西日本三菱自動車販売株式会社 有限会社森下自動車 有限会社下出自動車 三菱自動車工業株式会社	災害時における電動車両等の支援に関し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定める。

協定締結日	協 定 名	協 定 先	目 的
R2. 9. 16	災害時における簡易式トイレパックの供給に関する協定書	まいにち株式会社	阪南市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、簡易式トイレパックを迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定める。
R3. 1. 5	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定書	安田興産株式会社	地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者及び地域住民等（以下「帰宅困難者等」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。
R3. 1. 5	災害時における緊急一時避難場所としての使用に関する協定書	安田興産株式会社	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市が特に必要と判断した場合において、安田興産(株)の施設（平野台ゴルフ駐車場）を避難場所として使用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。
R3. 3. 23	災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	関西電力送配電株式会社大阪支社	地震、風雪水害その他の災害が発生した場合に、緊急交通路の確保、停電復旧に支障となる障害物の移動等に関し、必要な事項を定める。
R4. 4. 1	災害時における施設等の利用に関する協定書	社会福祉法人夢らんど二田	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定避難所及び指定緊急避難場所として利用することに関して、必要な事項を定める（飛鳥ゆめ学舎）
R4. 5. 2	災害時における施設等の利用に関する協定書	学校法人弘徳学園	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定避難所及び指定緊急避難場所として利用することに関して、必要な事項を定める（旧下荘小学校）
R4. 11. 1	災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定書	大阪広域水道企業団	地震等の自然災害、水道施設事故、水質事故等により、水道施設で断水等の被害が発生した場合等において、住民生活の維持と安全を確保するため、企業団と相互に連携・協力し、市内の水道施設の復旧等について迅速かつ円滑に実施することを目的とする。
R5. 3. 29	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ほっかほっか亭総本部	阪南市内において、災害時に避難所等で必要となる物資の確保を図るため、物資を提供することについて必要な事項を定めるものとする。

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

消防相互応援協定締結状況

名 称	協定内容	協 定 市 町 村
船舶火災の消火に関する業務協定	船舶火災の消火	大阪海上保安監部・岸和田市・貝塚市・忠岡町・泉州南消防組合
航空消防応援協定	ヘリコプターによる消防業務	大阪市・泉州南消防組合
大阪府南ブロック消防相互応援協定	災害全般	堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・大阪狭山市・忠岡町・泉州南消防組合
阪和林野火災消防相互応援協定	府県境界の林野火災	河内長野市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町・和歌山市・橋本市・岩出市・紀の川市・かつらぎ町・那賀消防組合・伊都消防組合・泉州南消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	大規模特殊災害	大阪府下市町村（消防の一部事務組合にあっては当該組合）
関西国際空港消防相互応援協定	航空機災害	大阪市・堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・大阪狭山市・忠岡町・泉州南消防組合・関西エアポート株式会社
阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定	高速道路における消防業務	堺市・和泉市・岸和田市・貝塚市・熊取町・泉佐野市・泉南市・阪南市・岩出市・和歌山市・海南市・有田川町・湯浅町・広川町・日高川町・御坊市・印南町・みなべ町・田辺市（消防の一部事務組合にあっては当該組合）
第二阪和国道和歌山岬道路消防相互応援協定	第二阪和国道和歌山岬道路における消防業務	和歌山市・泉州南消防組合
関西国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	消火救難活動	泉州南消防組合・関西エアポート株式会社
救急医療相談業務に係る応援協定	救急医療相談業務	大阪市・泉州南消防組合

（令和４年４月１日現在）

一時避難場所

施 設 名	所 在 地	面積(m ²)
東鳥取小学校	石田 600-1	7,237
上荘小学校	下出 548-1	5,278
舞小学校	舞 4-6-31	7,393
尾崎小学校	尾崎町 5-33-8	5,427
下荘小学校	箱作 2320	5,694
貝掛中学校	貝掛 1372	17,326
鳥取東中学校	和泉鳥取 1455	12,546
中央運動広場	光陽台 1-17-24	11,880
府立泉鳥取高校	緑ヶ丘 1 丁目 1-10	15,000

※（仮）防災コミュニティ等拠点施設についても一時避難所として利用する。

広域避難場所

施 設 名	所 在 地	面積(m ²)
桃の木台中央公園	桃の木台 4-432-11	43,000

避難路（広域避難地に通じる道路）

施 設 名	区 間
府道 752 号線（府道和歌山阪南線）	市域全線
市道箱作駅前線	全線
市道丘陵東線	全線
市道丘陵西線	全線

福祉避難所

施設名	住所	連絡先	所管課
いきいき交流センター (旧：老人福祉センター)	阪南市自然田 1880-5	471-6575	介護保険課
社会福祉法人日本ヘレンケラー財 団さつき園（まつのき園）	阪南市鳥取中 9-1	さつき園：471-6868 まつのき園： 471-6863	市民福祉課
社会福祉法人ぽけっと福祉会 ワークセンターぽけっと	阪南市山中溪 458	472-9977	市民福祉課
NPO法人 ハートワークひだまり	阪南市箱作 355-3	476-0539	市民福祉課
マジックブルーム (野のはな)	阪南市下出 289	470-1811	市民福祉課
社会福祉法人有誠会 下出作業所	阪南市下出 485-5	472-4084	市民福祉課
株式会社サトウ 自立支援事業所 結	阪南市鳥取 978-3	472-4446	市民福祉課
社会福祉法人舞福社会 舞グリーンフレンズ	阪南市舞 3 丁目 41-2	471-9595	市民福祉課
特別養護老人ホーム玉田山荘 (玉田山福祉会)	阪南市石田 738	473-2222	介護保険課
特別養護老人ホーム玉井泉陽園 (大泉会)	阪南市下出 371-1	473-0001	介護保険課
ピープルハウスはんなん (光生会大阪)	阪南市貝掛 179-4	472-6633	介護保険課
介護老人保健施設メデケアタマイ (社会福祉法人 大泉会)	阪南市箱作 2047-3	476-1111	介護保険課

指定避難所

※種別欄の「◎」は、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる場所、「指」は指定避難場所、「緊」は指定緊急避難場所を表す。なお、鳥取中学校については、救援部隊の拠点となることから、指定避難所に指定しない。また、桃の木台中央公園は、広域避難地としても指定している。

※耐震欄の「◎」は、耐震工事が完了しているもの、「○」は昭和56年6月以降に建設されたもの、空欄は、昭和56年5月以前の旧耐震基準により建設されたもの

※災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設

施 設 名	収容可能 面積(㎡)	収容可 能人員 (人)	NTT 災害 特設電話	阪南市 半固定型 無線機	海 抜 (約m)	種 別	洪 水	土 砂 災 害	地 震	津 波	高 潮	大 火 事	耐 震
鳥取東中学校	6,544	1,630	3	○	42.5	◎	●	●	●	●	●	●	◎
貝掛中学校	8,155	2,030	3	○	46	◎	●	●	●	●	●	●	◎
飯の峯中学校	6,279	1,560	3	○	66.5	◎	●	●	●	●	●	●	◎
尾崎小学校	4,392	1,090	2	○	2.5	◎		●	●			●	◎
西鳥取小学校	3,911	970	2	○	7	◎	●	●	●	●	●	●	◎
舞小学校	6,044	1,510	3	○	71.5	◎	●		●	●	●	●	◎
下荘小学校	4,595	1,140	2	○	29	◎	●	●	●	●	●	●	◎
東鳥取小学校	6,250	1,560	2	○	20.5	◎	●	●	●	●	●	●	◎
朝日小学校	4,048	1,010	2	○	34	◎	●	●	●	●	●	●	◎
上荘小学校	3,931	980	2	○	14	◎	●	●	●	●	●	●	◎
桃の木台小学校	6,393	1,590	2	○	74	◎	●	●	●	●	●	●	◎
府立泉鳥取高校	1,335	330	3		49	◎	●	●	●	●	●	●	◎
旧下荘小学校	745	180	2	○	8	指	●	●	●	●	●	●	◎
福島住民センター	256	60	1		2.5	指		●	●				
マリンタウン福島 住民センター	107	20	1		2.5	指		●	●				○
鳥取住民センター	304	70	1		9.5	指	●	●	●	●	●		
和泉鳥取住民セン ター	100	20	1		28	指	●	●	●	●	●		
桑畑住民センター	50	10	1		61	指		●	●	●	●		
和泉鳥取台住民セ ンター	129	30	1		43.5	指			●	●	●		○
新町住民センター	219	50	1		5.5	指	●	●	●		●		
シーサイド貝掛住 民センター	54	10	1		12.5	指	●	●	●	●	●		
貝掛住民センター	149	30	1		16.5	指	●	●	●	●	●		

施 設 名	収容可能 面積(㎡)	収容可 能人員 (人)	NTT 災害 特設電話	阪南市 半固定型 無線機	海 抜 (約m)	種 別	洪水	土 砂 災害	地 震	津 波	高 潮	大火事	耐 震
箱作住民センター	300	70	1		7	指	●	●	●	●	●		
いずみが丘住民センター	165	40	1		34	指	●	●	●	●	●		○
鴻和住民センター	190	40	1		84.5	指	●	●	●	●	●		
舞西住民センター	300	70	1		26.5	指	●	●	●	●	●		
光陽台住民センター	252	60	1		66.5	指	●	●	●	●	●		
自然田住民センター	310	70	1		23.5	指	●	●	●	●	●		
自然田第3住民センター	167	40	1		20	指		●	●	●	●		○
自然田第4住民センター	168	40	1		24.5	指	●	●	●	●	●		○
桜ヶ丘住民センター	82	20	1		30.5	指	●	●	●	●	●		
石田住民センター	219	50	1		27.5	指	●	●	●	●	●		
鳥取中住民センター	261	60	1		18.5	指	●	●	●	●	●		
黒田住民センター	249	60	1		12.5	指	●	●	●	●	●		
下出住民センター	255	60	1		9	指	●	●	●	●	●		
さつき台住民センター	234	50	1		49	指	●	●	●	●			○
山中溪住民センター	157	30	1	○	70	指	●		●	●	●		
緑ヶ丘住民センター	235	50	1		72.5	指	●	●	●	●	●		
万葉台住民センター	131	30	1		50.5	指	●	●	●	●	●		○
桃の木台西住民センター	300	70	1		73.5	指	●	●	●	●	●		○
南山中住民センター	115	20	1		37.5	指	●	●	●	●	●		
箱の浦住民センター	115	20	1		30.5	指	●	●	●	●	●		
鳥取三井住民センター	94	20	1		19.5	指	●	●	●	●	●		○
箱作東住民センター	173	40	1		7	指	●	●	●	●	●		○
箱作西住民センター	230	50	1		10	指	●	●	●	●	●		
箱の浦東住民センター	232	50	1		32.5	指	●	●	●	●	●		○
桃の木台東住民センター	287	70	1		66	指	●	●	●	●	●		○
桃の木台南住民センター	281	70	1		83.5	指	●	●	●	●	●		○

施 設 名	収容可能 面積(m ²)	収容可 能人員 (人)	NTT 災害 特設電話	阪南市 半固定型 無線機	海 抜 (約m)	種 別	洪 水	土 砂 災 害	地 震	津 波	高 潮	大 火 事	耐 震
尾崎住民センター	316	70	1		5.5	指	●	●	●	●	●		○
中央運動広場	11,880				26.7	緊	●	●	●	●	●	●	—
防災コミュニティ センター	85	20			9.3	緊	●	●	●	●	●	●	○
桃の木台中央公園 (広域避難地)	43,000				76.5	緊	●	●	●	●	●	●	—
鳥取中学校(救援部 隊拠点)			3		15.5	緊	●	●	●	●	●	●	◎

応急仮設住宅の建設予定地

施設名	所在地	面積	建設必要戸数	必要面積
中央運動広場	光陽台 1・17・24	11,880 m ²	30	1,500 m ²

※必要戸数、必要面積については、大阪府の地震被害想定調査結果を参考とした阪南市の被害想定をもとに算出したもの

重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量

物 資	目標量	保有量
アルファ化米等	36,002 (食)	7,880 (食)
高齢用食	1800 (食)	705 (食)
毛布	6,667 (人・日)	2,089 (人・日)
粉ミルク	14,561 (g)	28,800 (g)
液体ミルク	113 (リットル)	58 (リットル)
哺乳瓶	75 (本)	70 (本)
乳児・幼児用オムツ	2,000 (枚)	2,550 (枚)
大人用おむつ	400 (枚)	524 (枚)
簡易トイレ	67 (個)	79 (個)
生理用品	1,950 (枚)	29,932 (枚)
トイレットペーパー	75,004 (m)	723,600 (m)
マスク	10,001 (枚)	59,000 (枚)

(令和4年4月1日現在)

近隣の災害拠点病院等

名 称		住 所	電 話
基幹災害 医療センター	大阪府立急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東 3-1-56	06-6692-1201
地域災害医療 センター	りんくう総合医療センター (大阪府泉州救命救急センター)	泉佐野市りんくう往 来北 2-23	072-469-3111
特定診療災害 医療センター	大阪国際がんセンター	大阪市中央区大手前 3 丁目 1 番 69 号	06-6945-1181
	大阪精神医療センター	枚方市宮之阪 3-16 -21	072-847-3261
	大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの 3- 7-1	072-957-2121
	大阪母子医療センター	和泉市室堂町 840	0725-56-1220
阪南市災害 医療センター	阪南市民病院	阪南市下出 17	072-471-3321

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表

指定区分	施 設 名	区 間
広 域	阪和自動車道	市域全域
	国道 26 号 (第二阪和国道)	市域全域
	府道 752 号 (府道和歌山阪南線)	下出北～望海坂
地 域	府道鳥取吉見泉佐野線	兔砥橋～尾崎北、尾崎北～地域交流館
	府道東鳥取・南海線	桜ヶ丘～阪南インターチェンジ前
	府道自然田鳥取線	鳥取～阪南インターチェンジ前
	市道尾崎自然田線	尾崎北～下出西
	市道尾崎黒田南線	下出西～黒田南
	市道西鳥取 29 号線	阪南郵便局前～阪南消防署前
	東鳥取 221 号線	全線
	市道尾崎石田線	石田
	市道石田桑畑線	石田～東鳥取 12 号橋
	東鳥取 246 号線	東鳥取 12 号橋～桑畑グラウンド
	市道光陽台舞線	鳥取南～光陽台
	市道箱作駅前線	全線
	市道丘陵東線	全線
	市道丘陵西線	全線

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

災害時用臨時ヘリポート

ヘリポート名	所在地	所有者 又は 管理者	土地の利用				付 近 障害物 状 況
			長さ (m)	幅 (m)	面積 (㎡)	表面	
桑畑総合グラウンド	桑畑 430	教育委員会	50	90	11000	土	
桃の木台小学校	桃の木台 5-423-33	桃の木台小学校	60	80	11000	土	
大阪市泉南メモリアルパーク	箱作 2603-1・ 10 区	大阪市霊園サー ビス公社	50	35	2200	芝生	南側 山林

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

指定文化財等一覧表

区分	種別	件数
国指定重要文化財	有形文化財 建造物	1
国登録文化財	有形文化財 建造物	17
〃	記念物 名勝地	1
大阪府指定文化財	有形文化財 建造物	1
〃	有形文化財 絵画	1
〃	有形文化財 彫刻	1
〃	天然記念物	1
〃	史跡	1
大阪府記録選択	無形民俗文化財	5
阪南市指定文化財	有形文化財 絵画	1
〃	有形文化財 彫刻	3
〃	有形文化財 考古資料	2
〃	有形文化財 古文書	1
〃	有形民俗文化財	17
〃	無形民俗文化財	4
〃	史跡	1
〃	天然記念物	1

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

防災関係機関指定電話及び大阪府防災行政無線番号一覧表

機関名	所在地	電話番号	府防災行政無線番号
(市関係)			
阪南市役所	阪南市尾崎町 35-1	072-471-5678	532-8900
阪南市民病院	阪南市下出 17	072-471-3321	
(機関名)			
泉州南広域消防本部	泉佐野市りんくう往来北 1 番地の 20	072-469-0119	448-8900
泉州南消防組合 阪南消防署	阪南市桃の木台 1 丁目 1-1	072-476-0119	
泉州南消防組合 阪南消防署 北分署	阪南市黒田 264-1	072-743-0119	
(国関係)			
大阪管区气象台	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6304	816-8930
近畿農政局大阪地域センター	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6943-9691	
大阪海上保安部岸和田海上保安署	岸和田市新港町 1	072-422-3592	814-0
近畿地方整備局大阪国道事務所 南大阪維持出張所	泉大津市我孫子 99-6	0725-23-1051	
(大阪府関係)			
危機管理室	大阪市中央区大手前 2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6021	220-8921
泉南地域防災室	岸和田市野田町 3-13-2	(代)072-439-3601	303-8910
泉州農と緑の総合事務所	岸和田市野田町 3-13-2	(代)072-439-3601	303-8920
岸和田土木事務所	岸和田市野田町 3-13-2	(代)072-439-3601	303-8910
岸和田土木事務所尾崎出張所	阪南市黒田 52-3	072-471-0351	339-0
大阪港湾局総務運営課	泉大津市なぎさ町 6-1	(代)0725-21-1411	322-8910
大阪港湾局阪南建設管理課	岸和田市港緑町 4-10	(代)072-439-5261	384-8900
大阪港湾局阪南建設管理課深日担当	泉南郡岬町深日 3493	072-492-2025	386-8900
泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋 583-1	072-462-7701	627-0

機関名	所在地	電話番号	府防災行政 無線番号
泉南警察署	阪南市尾崎町 70	072-471-1234	
(近隣市町)			
泉佐野市役所	泉佐野市市場東 1 丁目 1 番 1 号	072-463-1212	513-5900
泉南市役所	泉南市樽井 1-1-1	072-483-0001	528-8900
熊取町役場	泉南郡熊取町野田 1-1-1	072-452-1001	537-8900
田尻町役場	泉南郡田尻町嘉祥寺 375-1	072-466-1000	538-8900
岬町役場	泉南郡岬町深日 2000-1	072-492-2001	539-8900
(公共機関)			
阪南郵便局	阪南市黒田 242-2	072-472-0050	
西日本電信電話(株)関西支店	大阪市都島区東野田町 4-15-82	06-6490-1324	
関西電力送配電(株)		0800-777-3081	
大阪ガスネットワーク(株)南部事業部	堺市堺区住吉橋 2-2-19	072-238-2394	
大阪広域水道企業団 阪南水道センター	阪南市鳥取 74-1	072-470-2155	532-2460 532-2461
西日本高速道路(株)和歌山管理事務所	和歌山市栗栖字中須 1038-2	073-472-2091	
西日本旅客鉄道株式会社 和泉砂川駅	大阪府泉南市信達牧野 165 番地		
南海電気鉄道株式会社 和歌山市駅	和歌山県和歌山市東蔵前丁 3 番地 6		

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

防災行政無線(固定系)設置場所一覧表

no.	設置場所	no.	設置場所
1	マリンタウン福島	51	東和苑
2	旧尾崎中学校	52	鴻和住民センター
3	尾崎町5丁目	53	下出1
4	尾崎団地1	54	下出第1児童遊園
5	尾崎団地2	55	大巖寺
6	尾崎鉄筋住宅	56	下出2
7	尾崎町4丁目	57	泉南警察東
8	尾崎港	58	消防第2分団庫
9	旧尾崎公民館	59	黒田住民センター
10	尾崎住民センター	60	鳥取中学校
11	新町北	61	波太小学校1
12	新町南	62	波太小学校2
13	西鳥取小学校	63	石田
14	鳥取1	64	波太神社前
15	鳥取ノ荘駅前	65	上荘小学校
16	鳥取2	66	鳥取中
17	鳥取3	67	鳥取中住民センター
18	シーサイド貝掛	68	自然田墓地
19	舞北児童遊園	69	自然田住民センター
20	舞2丁目	70	自然田1
21	舞西住民センター	71	自然田2
22	三井団地南児童遊園	72	自然田3
23	舞東住民センター	73	自然田4
24	舞3丁目1	74	光風園第2児童遊園
25	舞3丁目2	75	緑ヶ丘1
26	舞小学校	76	緑ヶ丘2
27	光陽台児童遊園	77	さつき台1
28	光陽台1号公園	78	さつき台2
29	光陽台3丁目	79	桑畑住民センター
30	光陽台4丁目1	80	桑畑
31	光陽台4丁目2	81	旧朝日幼稚園
32	貝掛	82	朝日小学校前
33	貝掛住民センター	83	和泉鳥取
34	箱作東	84	いずみ鳥取台公園
35	箱作東住民センター	85	松風荘苑

no.	設置場所	no.	設置場所
36	下荘小学校	86	垣原
37	下荘漁港	87	かきはら児童遊園
38	加茂神社	88	山中溪 1
39	田山	89	山中溪 2
40	箱の浦 1	90	山中溪 3
41	箱の浦 2	91	山中溪 4
42	箱の浦 3	92	桃の木台東住民センター
43	箱の浦児童公園	93	スカイタウン 1
44	南山中	94	スカイタウン 2
45	箱作駅前線	95	スカイタウン 3
46	万葉台住民センター	96	スカイタウン 4
47	住金児童遊園	97	スカイタウン 5
48	旧はつめ幼稚園	98	スカイタウン 6
49	いずみが丘 1	99	石田（蓮池）
50	いずみが丘 2		

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

防災行政無線（移動系）一覧表

個別 番号	名称	個別 番号	名称	個別 番号	名称
200	無線室（統制台）	携帯局		車携帯局	
900	直接波中継局	301	市役所（タブレット付）	401	危機管理課
901	直接波中継局	302	防災コミュニティセンター （タブレット付）	402	危機管理課
909	無線室静止画像用	303	防災コミュニティセンター （タブレット付）	403	介護保険課
半固定局		304	市役所（危機管理課）	404	こども政策課
201	地域交流館	305	防災コミュニティセンター （災害対策本部）	405	生涯学習推進室
202	旧尾崎中学校	306	防災コミュニティセンター （災害対策本部）	406	生活環境課
203	尾崎小学校	307	防災コミュニティセンター （災害対策本部）	407	税務課
204	上荘小学校	308	防災コミュニティセンター （災害対策本部）	408	市民福祉課
205	鳥取中学校	309	防災コミュニティセンター （災害対策本部）	409	まちの活力創造課
206	東鳥取小学校	310	防災コミュニティセンター （災害対策本部）	410	政策共創室
207	旧東鳥取小学校	311	市役所（危機管理課）	411	総務課
208	朝日小学校	312	防災コミュニティセンター （災害対策本部）	412	教育総務課
209	鳥取東中学校	313	防災コミュニティセンター （災害対策本部）	413	道路公園課
210	西鳥取小学校	314	防災コミュニティセンター （災害対策本部）	414	河川農水課
211	山中溪住民センター	315	防災コミュニティセンター （災害対策本部）	415	道路公園課
212	都市整備部 【水道センター】	316	防災コミュニティセンター （災害対策本部）	416	下水道課
213	舞小学校	317	市役所（都市整備部）	417	水道企業団
214	総合体育館	318	市役所（都市整備部）	418	消防団第1分団
215	貝掛中学校	319	市役所（都市整備部）	419	消防団第1分団
216	飯の峯中学校	320	市役所（都市整備部）	420	消防団第2分団
217	桃の木台小学校	321	市役所（都市整備部）	421	消防団第2分団

個別 番号	名称	個別 番号	名称	個別 番号	名称
218	下荘小学校	322	市役所（水道企業団）	422	消防団第3分団
219	箱作小学校	323	市役所（水道企業団）	423	消防団第3分団
		324	市役所（下水）	424	消防団第4分団
		325	市役所（下水）	425	消防団第4分団
		326	消防署	426	消防団第5分団
		327	消防団長	427	消防団第5分団
		328	消防団第1分団		
		329	消防団第1分団		
		330	消防団第2分団		
		331	消防団第2分団		
		332	消防団第3分団		
		333	消防団第3分団		
		334	消防団第4分団		
		335	消防団第4分団		
		336	消防団第5分団		
		337	消防団第5分団		

グループ 番号	グループ 名称	グループ 番号	グループ 名称	グループ 番号	グループ 名称
#00	全局一括	#21	消防団一括	#42	小学校一括
#01	市一括	#22	消防団本部	#43	中学校一括
#02	市携帯一括	#23	消防団第1分団	#44	その他施設一括
#03	半固定局一括	#24	消防団第2分団		
		#25	消防団第3分団		
		#26	消防団第4分団	#89	発信規制
		#27	消防団第5分団	#99	全局共通グループ

（令和5年4月1日現在）

公用車一覧表

所管課	番号 /通称	車名 (車両データ)	用途	車両番号				定員	防災 無縁	青パト	スピー カー	備考
総務課	18	ニッサン エクストレイル	普通乗用	和泉	301	ち	2762	5	○			
総務課	28	トヨタ アクア	小型乗用	和泉	502	と	932	5				
総務課	21	トヨタ プリウス	普通乗用	和泉	301	さ	8405	5				
秘書人事課		トヨタ クラウン	普通乗用	和泉	300	や	3694	5				
危機管理課		トヨタ ハイース	普通特種	和泉	800	す	6617	6	○		○	
危機管理課		ニッサンウイング・ロード	小型特種	和泉	800	す	4763	5	○		○	
政策共創室	24	ダイハツハイゼットカーゴ	軽貨物	和泉	480	そ	2770	4	○			
まちの活力 創造課	7	ニッサンウイング・ロード	小型乗用	和泉	502	そ	7690	5	○			
シティプロ モーション 推進課	12	ダイハツ ハイゼット	軽貨物	和泉	480	た	4632	4				
生活環境課		ニッサン デイズ	軽乗用	和泉	581	ち	9474	4		○	○	防犯パト ロール車
生活環境課	5	ダイハツハイゼットカーゴ	軽貨物	和泉	480	そ	2772	4	○			
生活環境課		ダイハツ ミライース	軽乗用	和泉	580	ゆ	4371	4		○	○	防犯パト ロール車
税務課	8	スズキ 箱型	軽乗用	和泉	580	み	890	4				
税務課	25	スズキ 箱型	軽乗用	和泉	580	み	889	4				
税務課	48	スズキ アルト	軽乗用	和泉	580	せ	4395	4	○			
資源対策課	46	スズキ エブリー	軽貨物	和泉	480	た	3637	4				
市民福祉課	50	スズキ アルトバン	軽貨物	和泉	43	え	4408	4	○	○		
市民福祉課		ダイハツハイゼットバン	軽貨物	和泉	480	ち	8676	4				
生活支援課	20	スズキ アルト	軽乗用	和泉	581	え	4237	4				
介護保険課		ダイハツ カーゴ	軽特種	和泉	80	あ	2122	4				
介護保険課	27	スズキ エブリー	軽貨物	和泉	41	は	4383	4				
介護保険課	33	スズキ エブリー	軽貨物	和泉	480	く	9224	4				
介護保険課	40	ダイハツアトレバン	軽貨物	和泉	480	す	6045	4	○			
保険年金課	38	ダイハツ ハイゼット	軽貨物	和泉	480	た	4633	4				
健康増進課	60	スズキ アルト	軽貨物	和泉	580	の	661	4				
健康増進課		カーラ	小型乗用	和泉	501	せ	4861	5				
こども支援課		スズキ エブリー	軽貨物	和泉	480	け	3827	4				
こども支援課		スズキ	軽乗用	和泉	580	は	7218	4				
こども政策課		トヨタプロボックスゴン	小型乗用	和泉	502	せ	1260	5	○			
こども政策課		スズキ エブリー	軽貨物	和泉	480	つ	3079	4				
道路公園課	10	ニッサン マーチ	小型乗用	和泉	502	さ	6251	5				
都市整備課	15	三菱	軽貨物	和泉	480	く	9174	4				
河川農水課	44	スバル サンバー	軽貨物	和泉	480	く	9137	2				トラック

所管課	番号 /通称	車名 (車両データ)	用途	車両番号				定員	防災 無縁	青パト	スピー カー	備考
河川農水課	16	スゞキ エブリー	軽貨物	和泉	480	そ	3098	4	○			
河川農水課	13	トヨタ タウンエース	小型貨物	和泉	400	て	534	2				
都市整備課	35	ダイハツハイゼットカーゴ	軽貨物	和泉	480	そ	2774	4				
都市整備課	17	トヨタプロボックスバン	小型貨物	和泉	400	て	4550	5				
道路公園課	36	三菱ミニキャブバン	軽貨物	和泉	480	せ	3128	4	○			
道路公園課	1	三菱トラック	軽貨物	和泉	480	け	9594	2				トラック
道路公園課	11	スゞキ タンブ	軽貨物	和泉	480	す	1490	2	○			トラック
道路公園課	9	ダイハツ バン	軽貨物	和泉	480	す	1417	4				
道路公園課		ダイハツ タンブ	軽貨物	和泉	480	か	4788	2				トラック
道路公園課	14	マツダ タンブ	小型貨物	和泉	400	す	5017	3				トラック
下水道課	30	スゞキ エブリー	軽貨物	和泉	43	け	1853	4				
下水道課	41	トヨタプロボックスバン	小型貨物	和泉	400	て	4548	5				
下水道課	49	スゞキ エブリー	軽貨物	和泉	43	う	9395	4	○			
議会事務局		トヨタ エスティマHV	普通乗用	和泉	301	さ	8801	8				
議会事務局		トヨタ クラウン	普通乗用	和泉	300	そ	3687	5				
教育総務課	22	三菱ミニキャブトラック	軽貨物	和泉	480	さ	425	2				トラック
教育総務課	43	スゞキ キャリー	軽貨物	和泉	480	に	4453	2				トラック
教育総務課		ニッサン セレナ	小型乗用	和泉	502	せ	915	8				
教育総務課	32	トヨタプロボックス回転灯	小型乗用	和泉	502	せ	685	5	○	○		
学校給食センター	26	三菱バン	軽貨物	和泉	480	せ	2310	4				
生涯学習推進室		スゞキ アルト	軽乗用	和泉	51	に	5569	4		○	○	
生涯学習推進室	19	トヨタ バン	小型貨物	和泉	400	さ	6946	5				
生涯学習推進室	37	ダイハツ ハイゼット	軽貨物	和泉	480	た	4631	4			○	
生涯学習推進室	47	ニッサンウイングロード	小型乗用	和泉	502	せ	3329	5	○			
中央公民館	34	スゞキ エブリー	軽貨物	和泉	480	ち	4227	4				

(令和5年4月1日現在)

清掃関係施設及び車両一覧表

〔処理施設〕

名称	所在地	処理能力等	種類	電話
泉南清掃事務組合	尾崎町 532	フエルント式 190t/日	じん芥	072-484-0581

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

〔ごみ収集車両〕

車種	積載量(t)	台数	用途
プレス圧縮型(2t 車)	2.00	9	一般収集用
ダンプ (2t 車)	2.00	1	一般収集用
プレス圧縮型(3.5t 車)	2.60~2.75	5	一般収集用
軽四輪車	0.35	4	一般収集用
軽四リフト車	0.35	1	冷蔵庫等運搬
合 計	—	20	—

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

車両一覧表（消防団）

区分 分団	種 別	車名	登録番号	エンジン性能		ポンプ 級 別	年式
				気筒数	馬力 (PS)		
事務局	防災学習・災害 活動車両	トヨタ	和泉 800 す 6617	4	151		2014
	指揮広報車	ニッサン	和泉 800 さ 4763	4	109		2011
第 1 分団	消防ポンプ車	いすゞ	和泉 800 さ 673	4	175	A-2	2022
	積載車	いすゞ	和泉 800 す 6297	4	81		2014
第 2 分団	消防ポンプ車	三菱	和泉 88 さ 4511	4	155	A-2	2001
	積載車	トヨタ	和泉 800 す 1986	4	133		2006
第 3 分団	消防ポンプ車	三菱	和泉 800 さ 4508	4	155	A-2	2001
	積載車	トヨタ	和泉 800 す 950	4	133		2005
第 4 分団	消防ポンプ車	日野	和泉 830 す 1414	4	150	A-2	2006
	積載車	トヨタ	和泉 800 す 1729	4	133		2006
第 5 分団	消防ポンプ車	三菱	和泉 800 さ 711	4	155	A-2	1999
	積載車	トヨタ	和泉 800 す 2079	4	133		2006

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

市内の消防水利状況

消 火 栓	区 分	個数	防 火 水 槽	公 設	区 分	個数
	公設	1,092			40m ³ 以上	79
	私設	21			40m ³ 未満	7
	計	1,113			計	86

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【洪水】

NO	施設・場所名	住所	施設種別
1	セカンドライフウィズ尾崎	阪南市尾崎町 4-21-17	有料老人ホーム
2	ライフケア尾崎	阪南市尾崎町 204-6	老人福祉施設(入所系)
3	老人デイサービスセンター ライフケア尾崎	阪南市尾崎町 204-6	老人福祉施設(通所系)
4	特別養護老人ホームふれ 愛四季の郷	阪南市尾崎町 504-1	老人福祉施設(入所系)
5	グループホームふれ愛四 季の郷	阪南市尾崎町 504-1	認知症対応型老人共同生活援助事業の用 に供する施設
6	尾崎あいホーム二番館	阪南市下出 274-1	有料老人ホーム
7	尾崎デイサービス	阪南市下出 274-1	老人福祉施設(通所系)
8	尾崎小学校	阪南市尾崎町 5-33-8	小学校
9	尾崎留守家庭児童会	阪南市尾崎町 5-33-8	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
10	(福)野のはな マジック ブルーム	阪南市下出 289	障害者通所支援事業の用に供する施設
11	飛鳥ゆめ学舎	阪南市尾崎町 5 丁目 33-33	児童福祉施設
12	(株) Higashi レインボー	阪南市箱作 1103 番地	障害者通所支援事業の用に供する施設
13	グループホームあさがお	阪南市尾崎町 4-7-5	障害者福祉サービス事業の用に供する施
14	デイサービス あん	尾崎町 4 丁目 2 6 番 5 号	老人福祉施設(通所系)

浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【高潮】

NO	施設・場所名	住所	施設種別
1	阪南市立下荘保育所	阪南市箱作 998-1	児童福祉施設
2	ピープルデイサービスセ ンターはんなん	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(通所系)
3	ピープルケアハウス阪南	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(入所系)
4	ピープルハウス阪南	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(入所系)
5	セカンドライフウィズ尾崎	阪南市尾崎町 4-21-17	有料老人ホーム
6	尾崎小学校	阪南市尾崎町 5-33-8	小学校
7	尾崎留守家庭児童会	阪南市尾崎町 5-33-8	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
8	ピープル身体障害者ショ ートステイはんなん	阪南市貝掛 179-4	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
9	関空苑	阪南市貝掛 58-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
10	グループホーム RASIEL 阪 南 sea	阪南市箱作 928	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

NO	施設・場所名	住所	施設種別
11	小規模多機能型居宅介護 下荘	阪南市箱作 1037-1	老人福祉施設(通所系)
12	飛鳥ゆめ学舎	阪南市尾崎町 5 丁目 33-33	児童福祉施設
13	(NPO) スウェルワーク サポートステーションス ウェル	阪南市尾崎町 5 - 1 3 - 1 5	障害者福祉サービス事業の用に供する施
14	グループホームあさがお	阪南市尾崎町 4-7-5	障害者福祉サービス事業の用に供する施
15	デイサービス あん	尾崎町 4 丁目 2 6 番 5 号	老人福祉施設(通所系)

浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【津波】

NO	施設・場所名	住所	施設種別
1	ピープルデイサービスセ ンターはんなん	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(通所系)
2	ピープルケアハウス阪南	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(入所系)
3	ピープルハウス阪南	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(入所系)
4	セカンドライフウィズ尾崎	阪南市尾崎町 4-21-17	有料老人ホーム
5	ピープル身体障害者ショ ートステイはんなん	阪南市貝掛 179-4	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
6	関空苑	阪南市貝掛 58-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
7	グループホーム RASIEL 阪 南 sea	阪南市箱作 928	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
8	(NPO) スウェルワーク サポートステーションス ウェル	阪南市尾崎町 5 - 1 3 - 1 5	障害者福祉サービス事業の用に供する施
9	グループホームあさがお	阪南市尾崎町 4-7-5	障害者福祉サービス事業の用に供する施

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設リスト

NO	施設・場所名	住所	施設種別
1	山中溪デイサービス	阪南市山中溪 1253 番 地の 2	老人福祉施設(通所系)
2	舞小学校	阪南市舞 4-6-31	小学校
3	まい幼稚園	阪南市舞 4-6-14	幼稚園
4	舞留守家庭児童会	阪南市舞 4-6-31	放課後児童健全育成事業の用に供する施設

(資料 1) 阪南市防災会議条例

昭和 47 年 10 月 20 日

条例第 8 号

注 平成 24 年 12 月 28 日条例第 19 号から条文注記入る。

改正 昭和 52 年 3 月 19 日条例第 5 号

平成 9 年 9 月 4 日条例第 9 号

平成 11 年 3 月 31 日条例第 2 号

平成 12 年 3 月 31 日条例第 9 号

平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号

平成 24 年 12 月 28 日条例第 19 号

平成 25 年 12 月 24 日条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、阪南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 阪南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平 24 条例 19・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちからあらかじめ会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、50 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) その他防災上特に必要と認め、市長が任命する者

6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(平24条例19・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年3月19日条例第5号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年9月4日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第9号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 24 日条例第 32 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（任期の特例）

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の阪南市防災会議条例第 3 条第 6 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(資料2) 阪南市防災会議委員

	区 分	所 属
	会長	阪南市長
1	指定地方行政機関（1号委員）	岸和田海上保安署長
2	陸上自衛隊の自衛官（2号委員）	陸上自衛隊第37普通科連隊 第5中隊長
3	大阪府職員（3号委員）	岸和田土木事務所長
4		泉南地域防災監
5		泉佐野保健所長
6		大阪港湾局 阪南建設管理課長
7	大阪府警（4号委員）	泉南警察署長
8	市職員（5号委員）	副市長
9		未来創生部長
10		市民部長
11		健康福祉部長
12		こども未来部長
13		都市整備部長
14		議会事務局長
15		行政委員会事務局長
16		生涯学習部長
17		会計管理者
18	教育長（6号委員）	教育長
19	消防長及び消防団長（7号委員）	泉州南消防組合消防長
20		阪南市消防団長
21	指定公共機関又は指定公共機関の職員 （8号委員）	阪南郵便局長
22		西日本電信電話(株) 関西支店 設備部長
23		関西電力送配電(株) 岸和田配電営業所長
24		西日本旅客鉄道(株) 和泉砂川駅長
25		南海電気鉄道(株) 和歌山市駅長
26		大阪ガスネットワーク（株）南部事業部導管計画チーム（マネジャー）
27		（社）大阪府LPガス協会 泉南支部
28		大阪広域水道企業団 阪南水道センター所長
29	自主防災組織を構成する者又は学識経験者 （9号委員）	京都大学 防災研究所・社会防災研究部門 都市防災計画研究分野 教授
30		京都大学 防災研究所・防砂研究所附属巨大災害研究センター 教授
31		自主防災組織代表
32	その他防災上特に必要と認め市長が任命する者 （10号委員）	（一社）泉佐野泉南医師会
33		阪南市民病院院長
34		阪南市自治会連合会長
35		阪南市連合婦人会長
36		阪南市社会福祉協議会長
37		阪南市障がい者（児）団体連絡協議会長
38		市民公募委員（男性）
39		市民公募委員（女性）
委 員 計（会長含まず）		39

(資料3) 阪南市災害対策本部条例

昭和 47 年 10 月 20 日

条 例 第 9 号

改正 平成 8 年 6 月 19 日条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、阪南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 6 月 19 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(資料4) 阪南市防災行政用無線局運用管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阪南市防災行政用無線局（以下「防災行政用無線局」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 固定系無線設備 親局及び子局の総体をいう。
- (3) 移動系無線設備 基地局及び移動局の総体をいう。
- (4) 親局 防災行政用無線(固定系)で、庁舎に設置する送信設備の総体をいう。
- (5) 子局 防災行政用無線(固定系)で、屋外及び屋内に設置する受信局をいう。
- (6) 基地局 移動局と通信を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (7) 通信所 基地局から有線で接続された通信設備をいう。
- (8) 移動局 陸上を移動中又は、その特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

(統制管理者)

第3条 防災行政用無線局に統制管理者を置き、危機管理監をもって充てる。

2 統制管理者は、常に防災行政用無線局の運用状況を把握し、その機能が十分発揮できるように総括管理するものとする。

(無線管理者)

第4条 防災行政用無線局に無線管理者を置き、危機管理課長をもって充てる。

2 無線管理者は、統制管理者の指示を受け、管理する無線局の運用機器の整備及び保守の状況等を常に把握し、通信連絡に支障のないように日常の運用管理を行うものとする。

(通信担当者)

第5条 無線局に通信担当者を置く。

2 通信担当者は、電波法第40条第1項の資格を有する者のうち、同法第51条に基づき長が無線従事者として、選任を届け出た者をもってこれに充てる。

3 通信担当者は、無線管理者の指示を受け、当該無線設備の操作に当たるものとする。

(通信の種類)

第6条 通信の種類は次の表に掲げるとおりとする。

固定系無線 設備	普通通信	個別、グループ別の通信をいう。
	一斉通信	全受信局に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信 (強制通信)	全受信局に対し、強制的に一斉通信を行うことをいう。
移動系無線 設備	普通通信	平常時における通信をいう。
	緊急通信	普通通信を中断して行う緊急の場合の通信をいう。

(通信統制)

第7条 統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は円滑な通信体制を図るために必要があると認めたときは、通信を統制するとともに、無線管理者に無線通信体制を確保するための必要な処置を講じさせることができる。

(訓練等)

第8条 非常災害時における無線通信の円滑な実施を確保するため、毎年1回以上通信訓練を実施するものとする。

(職員の研修)

第9条 統制管理者は、通信技能、機器の取扱保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

(固定系無線による送信)

第10条 固定系無線設備による送信を依頼する者は、固定系無線送信届(様式第1号)を無線管理者に提出しなければならない。

(備付書類の管理)

第11条 防災行政用無線局には、正確な時計、無線検査簿、無線業務日誌(様式第23号)その他電波法施行規則第38条に定める書類を備え付けなければならない。

(無線業務日誌)

第12条 通信所の通信担当者は、無線業務日誌に必要な事項を記載の上、1ヵ月ごとに取りまとめ、翌月の5日までに無線管理者に報告しなければならない。

(無線設備の点検等)

第13条 統制管理者は、無線設備の保守の万全を期すため、機器の点検は次の事項について行うものとする。

(1) 毎日点検

毎日始業時に、メーター、表示灯、送話器等の機能点検を行い、時計の時刻照合を行う。

(2) 年次点検

毎年1回以上予め定める日に、次の点検を行う。

(ア) 書類点検

第11条に掲げる書類等の点検、整備を行う。

(イ) 設備点検

周波数偏差、最大周波数偏差、空中線電力、スプリアス発射の強度、受信機の感度及び明瞭度等について別に定める保守点検施工要領に基づき、実測点検を行う。

(ウ) 前号に規定する設備点検については、無線保守業者に委託することができる。

(無線従事者選(解)任届の提出)

第14条 無線管理者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第51条の規程により、すみやかに無線従事者選(解)任届を近畿電気通信監理局長に提出しなければならない。

(無線業務日誌抄録の提出)

第15条 無線管理者は、電波法施行規則第41条の規定による無線業務日誌の抄録を近畿電気通信監理局長に提出しなければならない。

(故障報告)

第16条 通信担当者は、無線設備等の異状を発見したときは、すみやかにその状況を無線管理者に報告しなければならない。

第17条 この規程に定めるもののほか、無線局の管理運用について必要な事項は、統制管理者が定める。

附 則

この規程は、昭和61年9月1日から施行する。

(資料5) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当り 30,000円以内 (加算額) 冬期(10月1日から翌年3月31日) 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し厚生大臣の承認により期間延長あり)	1 費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当り平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当り2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工 但し厚生大臣の承認により期間延長あり	1 平均1戸当り29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。また、実情にに応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 完成から2年以内。
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,010円以内 2 被災地から一時縁故先(遠隔地)等に避難する場合、3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内 (但し厚生大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し厚生大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額		期 間		備 考			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から10日以内 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		2 下記金額の範囲内							
		区 分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上1人増すごとに加算
		全全壊 流失焼失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
			冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半半壊 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬	9,100		12,000	16,800	19,900	25,300	3,300		
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具の破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）		患者等の移送費は別途計上			
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額		分べんした日から7日以内 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）		妊婦等の移送費は、別途計上			

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (但し厚生大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。)	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当り 4,100円 中学校生徒 1人当り 4,400円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人(12歳以上) 201,000 円以内 小人(12才未満) 160,800 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (但し厚生大臣の承認により期間延長あり)	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。

(資料6) 阪南市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 10 日

条 例 第 27 号

改正 昭和 50 年 3 月 7 日条例第 8 号 昭和 51 年 12 月 2 日条例第 29 号
昭和 53 年 12 月 7 日条例第 27 号 昭和 58 年 3 月 25 日条例第 16 号
昭和 62 年 9 月 25 日条例第 16 号 平成 3 年 12 月 17 日条例第 46 号
平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その後の事情により前 2 項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 第 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際、現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害救護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
- ウ 住居が半壊した場合 270 万円
- エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
- イ 住居が半壊した場合 170 万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
- エ 住居の全体が滅失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 補則

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 3 月 17 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 12 月 2 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阪南町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 53 年 12 月 7 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阪南町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 58 年 3 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条から第 11 条までの規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年 9 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条、第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(平成 3 年 12 月 17 日条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(資料 7) 阪南市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書

阪南市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、阪南市災害時要援護者支援プランに基づく阪南市災害時要援護者登録申請書副本及び阪南市災害時要援護者名簿副本（以下「災害時要援護者名簿等」という。）の取扱いに関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第 1 条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、災害時要援護者名簿等について、適切に取り扱うものとする。

（収集の制限）

第 2 条 乙は、災害時要援護者名簿等により要援護者の災害時の支援に必要な個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲で行うものとする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 3 条 乙は、災害時要援護者名簿等を要援護者の支援以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（災害時要援護者名簿等の管理）

第 4 条 乙は、災害時要援護者名簿等について、紛失、盗難等の事故を防ぐため、厳重な保管場所を定め、適切に管理しなければならない。

（秘密の保持）

第 5 条 乙は、災害時要援護者名簿等から知り得た個人情報及び災害時の支援に必要な個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。要援護者の支援の役割を離れた後においても同様とする。

（複写及び複製の禁止）

第 6 条 乙は、甲が指示した以外は、災害時要援護者名簿等を複写し、又は複製してはならない。

（協力者への周知）

第 7 条 乙は、要援護者支援活動協力者に対して、災害時要援護者名簿等から知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

（災害時要援護者名簿等の返還）

第 8 条 乙は、災害時要援護者名簿等を保有する必要がなくなったときは、速やかに災害時要援護者名簿等を甲に返還するものとする。

（協議）

第 9 条 甲及び乙は、災害時要援護者名簿等の管理等について必要と認めるときは、随時協議するものとする。

（事故発生時における報告）

第 10 条 乙は、災害時要援護者名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じる恐れのあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第 11 条 この協定に定めのない事項及び協議を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府阪南市尾崎町 3 5 番地の 1
阪南市長

乙

(資料8) 泉州南消防組合警防規程

平成28年7月1日

泉州南消防組合消防長訓令第8号

改正 令和3年11月12日消防長訓令第19号

泉州南消防組合警防規程（平成25年4月1日泉州南消防組合消防長訓令第11号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 警防活動体制（第4条—第13条）
- 第3章 活動の基本原則（第14条—第18条）
- 第4章 指揮体制（第19条—第24条）
- 第5章 災害現場活動（第25条—第30条）
- 第6章 特別警戒（第31条—第33条）
- 第7章 消防通信（第34条）
- 第8章 消防調査（第35条・第36条）
- 第9章 警防訓練（第37条—第40条）
- 第10章 安全管理（第41条・第42条）
- 第11章 警防計画（第43条）
- 第12章 応援出動等（第44条）
- 第13章 報告（第45条—第47条）
- 第14章 雑則（第48条—第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、火災その他の災害（以下「災害」という。）に際して警防体制の万全を図り、災害活動に迅速かつ的確に対処し、災害による被害を軽減するため、警防に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警防活動 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に実施する災害の防除、警戒及び鎮圧等、被害の拡大を最小限にとどめるために消防が行う活動をいう。
- (2) 警防計画 災害による被害を最小限にとどめるため必要な事前の対策をいう。
- (3) 警防本部 消防本部における災害対応を総括する組織をいう。

- (4) 現場指揮本部 災害現場における最上級指揮者（以下「最上級指揮者」という。）が災害現場を統括するための拠点をいう。
- (5) 各級指揮者 災害現場における大隊長、中隊長、小隊長及び分隊長をいう。
- (6) 特別警戒 地震又は異常気象等により特に必要とされる場合に行う警防活動をいう。
- (7) 増員体制 風水害又は大規模災害時等に際し、通常警防体制では警防の万全を期し難いときに行う警防体制をいう。
- (8) 関係機関 防災、警察、医療及び行政等、各種災害が発生した場合に、直接又は間接に警防活動と関係のある機関及び警防部長が必要と認める機関をいう。
- (9) 所属長 消防本部の課長及び消防署長
(警防責任)

第3条 消防長は、警防活動の最高方針を決定し、警防活動を指揮統括する。

- 2 警防部長は、この規程の定めるところにより、警防活動を掌握し、警防体制の確立を図るとともに、消防署長（以下「署長」という。）及び警防部に所属の課長を指揮監督する。
- 3 総務部長は、消防長の指示に従い、総務部に所属の課長を指揮監督する。
- 4 所属長は、消防部隊の運用、指揮統制及び災害情報等を統括し、警防活動に当たる。

第2章 警防活動体制

(組織)

第4条 警防活動を効果的に行うため、消防本部及び消防署に次の各号に定める組織を置く。

- (1) 消防本部に警防本部を置き、警防活動を総括する。
- (2) 消防本部及び消防署に消防部隊（以下「隊」という。）を置き、警防活動を実施する。

(警防本部員)

第5条 警防本部は、警防本部長、警防本部長代理、警防副本部長、班長、班員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てるとともに、その職務は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 警防本部長は、消防長をもって充てるものとし、警防本部を統括する。
- (2) 警防本部長代理は、消防次長をもって充て、警防本部長を補佐し、警防本部長が不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 警防副本部長は、各部長をもって充て、警防本部長を補佐し警防本部長並びに警防本部長代理が不在のときは、警防部長の職にある副本部長がその職務を代行する。
- (4) 班長は、消防本部の課長の職にある者をもって充てるものとし、所属の職員を指揮監督し所管の業務について統括する。
- (5) 班員は、消防本部の職員とし、上司の命を受けて警防本部の任務に従事する。

(警防本部会議)

第6条 警防本部長は、大規模な災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合等で、必要があると認めるときは、警防本部員で構成する警防本部会議を招集することができる。

2 警防本部会議は、消防本部の作戦室で実施し、消防指令センターと一体的に運営するものとする。

(隊の編成)

第7条 隊は、大隊、中隊、小隊及び分隊をもって編成し、大隊に大隊長、中隊に中隊長、小隊に小隊長、分隊に分隊長を置く。

2 大隊長は所属長、中隊長は泉州南消防組合消防署に関する規程（平成25年泉州南消防組合訓令第2号）第3条に掲げる副署長、分署長、課長、参事、課長代理、主幹、小隊長は主査以上の者をもって充て、分隊長は消防士長以上の者をもって充てる。

3 隊は、おおむね次の基準により編成する。

(1) 大隊は、大隊長及び2個中隊以上をもって編成する。ただし、大隊長が不在の場合は、中隊長がその職務を代行する。

(2) 中隊は、中隊長及び2個小隊又は3個小隊をもって編成する。

(3) 小隊は、小隊長及び2個分隊をもって編成する。

(4) 分隊は、分隊長及び隊員並びに消防車両1台をもって編成する。

(救急隊等の編成)

第8条 救急隊の編成は、泉州南消防組合救急業務規程（平成28年泉州南消防組合消防長訓令第11号。以下「救急業務規程」という。）の定めるところによる。

2 救助隊の編成は、泉州南消防組合救助業務規程（平成25年泉州南消防組合消防長訓令第13号。以下「救助業務規程」という。）の定めるところによる。

(隊の種別)

第9条 隊の種別は、別表に掲げるとおりとする。

(出動の原則)

第10条 隊の出動は、消防指令センターからの指令により行うことを原則とする。ただし、駆け付け通報又は署員発見等で災害の発生を覚知したときは、出動と同時に災害状況等を消防指令センターへ通報しなければならない。

(出動計画及び出動隊編成)

第11条 隊の災害出動計画及び出動隊編成については、別に定める。

(出動の種別)

第12条 出動の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 火災出動 火災の防御に対する出動をいう。

(2) 救急出動 傷病者の救命及び搬送に対する出動をいう。

(3) 救助出動 人命の救助に対する出動をいう。

(4) 事故等出動 火災の未然防止、危険物等漏洩及び救急活動支援並びに航空機警戒等に対する出動をいう。

(5) その他の出動 前各号に掲げる出動以外の災害に対する出動をいう。

(署所の所轄区域)

第13条 各署所の所轄区域は、別に定める。

第3章 活動の基本原則

(現場活動の原則)

第14条 災害現場における各隊は、相互に連携して人命の安全確保を最優先とし、危険要因の排除及び被害拡大の防止に努めるものとする。

(火災防御活動)

第15条 火災防御活動は、人員、装備、施設等を有効に活用し、火災による人的、物的被害を最小限度にとどめるため、迅速かつ的確に行わなければならない。

(救急活動)

第16条 救急活動は、傷病者の観察及び救命処置を行うとともに、医療機関への搬送を適切かつ迅速に行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、救急隊の活動について必要な事項は、救急業務規程の定めるところによる。

(救助活動)

第17条 救助活動は、他の災害活動に最優先して行い、要救助者の安全確保を主眼として、迅速かつ的確に行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、救助隊の活動について必要な事項は、救助業務規程の定めるところによる。

(その他の警防活動)

第18条 その他の警防活動は、消防の目的に適合するもの及びこれと密接な関連のあるものについてのみ行うことを原則とする。ただし、関係機関等から要請があり、警防部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

第4章 指揮体制

(現場指揮本部の設置)

第19条 隊が出動した災害現場においては、警防活動の指揮統制を図るため現場指揮本部を設置する。ただし、災害の状況によっては設置しないことができる。

(現場指揮者)

第20条 災害現場における指揮者は、次の者とする。

- (1) 大隊の指揮者は、災害現場を管轄する大隊長又は中隊長を原則とする。
- (2) 中隊の指揮者は、中隊長とする。
- (3) 小隊の指揮者は、小隊長とする。
- (4) 分隊の指揮者は、分隊長とする。
- (5) 警防部長は、災害等の状況等により必要と認めるときは、全隊の指揮をとる。

(指揮支援隊)

第21条 指揮支援隊は、火災現場等における指揮体制を補完するため、現場指揮本部等において最上級指揮者の支援を任務とする。

- 2 指揮司令課長又は最上級指揮者は、第11条に定めるもののほか、必要があると認めるときは指揮支援隊を出場させることができる。

(指揮宣言)

第22条 最上級指揮者は、指揮権の所在を明らかにするため、指揮宣言を行わなければならない。

- 2 指揮権は、指揮宣言をもって移行する。

(指揮要領)

第23条 指揮要領等は、別に定める。

(最上級指揮者の責務)

第24条 最上級指揮者の責務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 現場指揮本部の統括
- (2) 災害状況の把握
- (3) 情報の収集
- (4) 消防指令センターへの現場情報報告
- (5) 活動方針の決定
- (6) 隊の増強又は削減の決定
- (7) 隊員の安全確保
- (8) 警戒区域の設定
- (9) 関係機関との連絡調整
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第5章 災害現場活動

(現場情報)

第25条 災害現場に先着した隊の各級指揮者は、災害の種別、状況及び人命救助の要否等の情報を速やかに最上級指揮者又は消防指令センターに報告しなければならない。

- 2 各級指揮者は、次に掲げる現場情報を常に共有しなければならない。

- (1) 災害の状況及び推移

- (2) 災害の防御の状況
- (3) 死傷者の有無
- (4) 火災の鎮圧及び鎮火
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(現場広報)

第26条 災害現場における広報は、軽易な事項を除き、最上級指揮者の指示により統一的行わなければならない。

- 2 前項の広報にあつては、関係者の個人情報の保護に留意し、かつ、諸般の事項について誤解を与えることのないよう配慮するものとする。

(火災警戒区域及び消防警戒区域の設定等)

第27条 最上級指揮者は、消防法（昭和23年法律第186号）第23条の2第1項に規定する火災警戒区域又は同法第28条第1項に規定する消防警戒区域（以下これらを「警戒区域」という。）の設定は、災害等の状況を的確に把握して行わなければならない。

- 2 最上級指揮者は、防御上支障がないと認めたときは、警戒区域の設定解除及び交通規制の緩和に努めなければならない。

(再燃防止)

第28条 最上級指揮者は、残火処理に当たっては、再燃防止を徹底するため、必要な隊を現場に待機させるほか、関係者に監視、警戒等の協力を求め、再燃防止等の適切な措置を講ずるものとする。

- 2 再燃防止の基準については、泉州南消防組合再燃防止規程（平成25年泉州南消防組合消防長訓令第14号）に定める。

(現場保存)

第29条 各級指揮者は、火災原因調査のため、証拠保全及び現場保存に努めなければならない。

(併発災害の対応)

第30条 警防部長は、災害防御中その管轄区域内に新たな災害が発生したときは、待機している残留消防隊のうち直近のものから出動させるものとする。この場合において、先に発生した災害の最上級指揮者は、その災害の状況を判断し、消防隊の全部又は一部を、後に発生した災害に再出動させる等適切な処置をとらなければならない。

第6章 特別警戒

(特別警戒の実施区分)

第31条 特別警戒の実施は、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 管轄区域の市町の災害対策本部が設置されたとき、又はその見込みがあるとき。
- (2) 大規模災害等で消防長が必要と認めたとき。

- (3) 併発災害、災害の規模等により、最上級指揮者が消防力の増強が必要であると認めたとき。
- (4) 消防長が、災害等の発生するおそれ、または発生した場合に被害が拡大するおそれがある
と認めた場合。

(特別警戒の実施事項)

第32条 特別警戒時においては、次に掲げる事項を必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害の予防広報活動
- (2) 災害危険区域の巡回及び重要建築物等の警戒
- (3) 消防職員の自宅待機又は招集
- (4) 消防団への警戒体制の要請
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害等の予防及び警戒上必要な措置
(増員体制及び職員招集)

第33条 消防長又は署長は、増員体制の必要があると認めるときは、職員の招集を命じるものとする。

- 2 最上級指揮者等は、災害の規模等により、消防力の増強が必要であると認めたときは、別に定める泉州南消防組合災害時組織増員計画により、職員の招集を行うことができる。
- 3 前項の規定により、職員を招集した場合は、警防部長及び署長に報告しなければならない。
- 4 職員は、非常招集の発令があったときは、速やかに参集しなければならない。

第7章 消防通信

(業務及び出動指令)

第34条 消防指令センターは、災害の覚知、警防活動に関する必要な指令、無線統制、情報収集及び連絡等の業務を行うものとする。

- 2 消防指令センターは、災害を覚知したときは、別に定める災害出動計画に基づき出動を指令し、隊の効率的運用に努めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、消防通信について必要な業務は、泉州南消防組合無線局運用規程（平成25年泉州南消防組合消防長訓令第15号）の定めるところによる。

第8章 消防調査

(警防調査)

第35条 署長、警備課長及び指揮司令課長（以下「署長等」という。）は、有効適切な警防活動を行うため、所属職員に次に掲げる事項を調査させ、その実態を把握させておかなければならない。

- (1) 道路の状況及び水利の状況
- (2) 調査の必要がある消防対象物
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 前項の調査は、定期及び随時行うものとし、その状況を必要に応じて台帳等に記載し整備しなければならない。

(警防査察)

第35条の2 署長は、管轄区域内の消防対象物等に対し、火災予防及び火災等による被害軽減のため、所属職員に警防査察を実施させなければならない。

- 2 前項の警防査察の実施方法等は、泉州南消防組合査察規程（令和3年泉州南消防組合消防長訓令第15号）に定めるところによるものとする。

(火災調査)

第36条 火災原因の調査及び損害の調査は、火災覚知と同時に実施することとし、調査に関し、必要な事項は、泉州南消防組合火災調査規程（平成25年泉州南消防組合消防長訓令第16号）によるものとする。

第9章 警防訓練

(訓練)

第37条 警防部長は、職員の技術向上及び志気の高揚を図るため、署長等に警防訓練計画（以下「訓練計画」という。）を策定させるものとする。

- 2 署長等は、策定した訓練計画に基づき、訓練を実施するものとする。

(訓練種別)

第38条 警防訓練の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火災活動訓練 各種火災防御技術の向上を図るために行う訓練をいう。
- (2) 救助訓練 人命救助技術及び救助資器材の使用技術向上を図るために行う訓練をいう。
- (3) 救急活動訓練 救急活動を迅速かつ適切に実施するために行う訓練をいう。
- (4) 特殊災害訓練 特殊災害の警防活動技術向上を図るために行う訓練をいう。
- (5) 通信訓練 警防活動における無線通話要領及び情報伝達要領の向上を図るために行う訓練をいう。
- (6) その他訓練 上記以外の必要と認める訓練

(訓練内容)

第39条 警防訓練の内容は、前条各号に掲げる訓練の種別ごとにそれぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 通常訓練 災害を想定した基本訓練、合同訓練及び総合訓練をいう。
- (2) 図上訓練 警防計画等を活用した災害現場に対応するための図上想定訓練をいう。
- (3) 特別訓練 管轄区域全体又は他の市町村等団体と合同で行う訓練をいう。

(訓練効果の確認)

第40条 署長等は、前条各号に掲げる訓練を実施したときは、必要に応じて訓練効果の確認を行

い、警防活動の向上に反映させるものとする。

第10章 安全管理

(災害活動時の安全管理)

第41条 各級指揮者は、出動途上及び災害現場において隊員の活動状況を的確に把握し、安全確保のため必要な措置を講ずるものとする。

2 隊員は、安全管理の基本が自己にあることを認識するとともに、隊員相互が安全に配慮し、危害防止に努めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、災害活動時の安全管理については、別に定めるところによる。

(訓練時の安全管理)

第42条 訓練時の安全管理については、別に定めるところによる。

第11章 警防計画

(警防計画)

第43条 署長等は、防御困難地域又は防御困難対象物において火災が発生した場合に人命の危険又は延焼拡大の危険が大きく、特別の防御活動が必要と認められるものについて、事前に警防計画を策定し、内容を職員に周知しなければならない。

2 前項の警防計画は、次に掲げる計画ごとに策定するものとする。

(1) 防御重要地域警防計画

(2) 特定対象物警防計画

(3) その他の警防計画

3 警防計画の策定基準及び要領は、別に定める。

第12章 応援出動等

(応援出動)

第44条 この組合の管轄区域外の区域における災害の発生に対し、消防の応援を行う場合には、他の地方公共団体その他の行政機関との間に締結した各協定等に基づき実施するものとする。

2 前項に規定する協定以外の災害応援については、その都度消防長の指示により実施するものとする。

第13章 報告

(活動報告)

第45条 隊の各級指揮者は、災害出動したときは、出動区分ごとに別に定める報告書を所属長に提出しなければならない。

(特命報告)

第46条 所属長は、前条に定めるもののほか、必要な報告を求めることができる。

(訓練報告)

第47条 訓練を実施した責任者は、その結果を必要に応じ署長等に報告しなければならない。

第14章 雑則

(災害活動の検討会)

第48条 隊の災害出動後、各隊の災害活動結果を検討し、隊の災害活動の技能向上を図り、併せて将来の施策の参考に供するため、検討会を開くものとする。

2 前項の検討会に関しては、別に定める。

(消防団との連携)

第49条 最上級指揮者は、災害現場において円滑な防御活動等を行うため、常に消防団との連携を図らなければならない。

(防災部局等との連携)

第50条 この訓令に定めるもののほか、地震、風水害その他の災害等、管轄区域の市町における地域防災計画等に定めがある場合は、常に市町担当部局等との連携を図るものとする。

(その他)

第51条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和3年11月12日消防長訓令第19号）

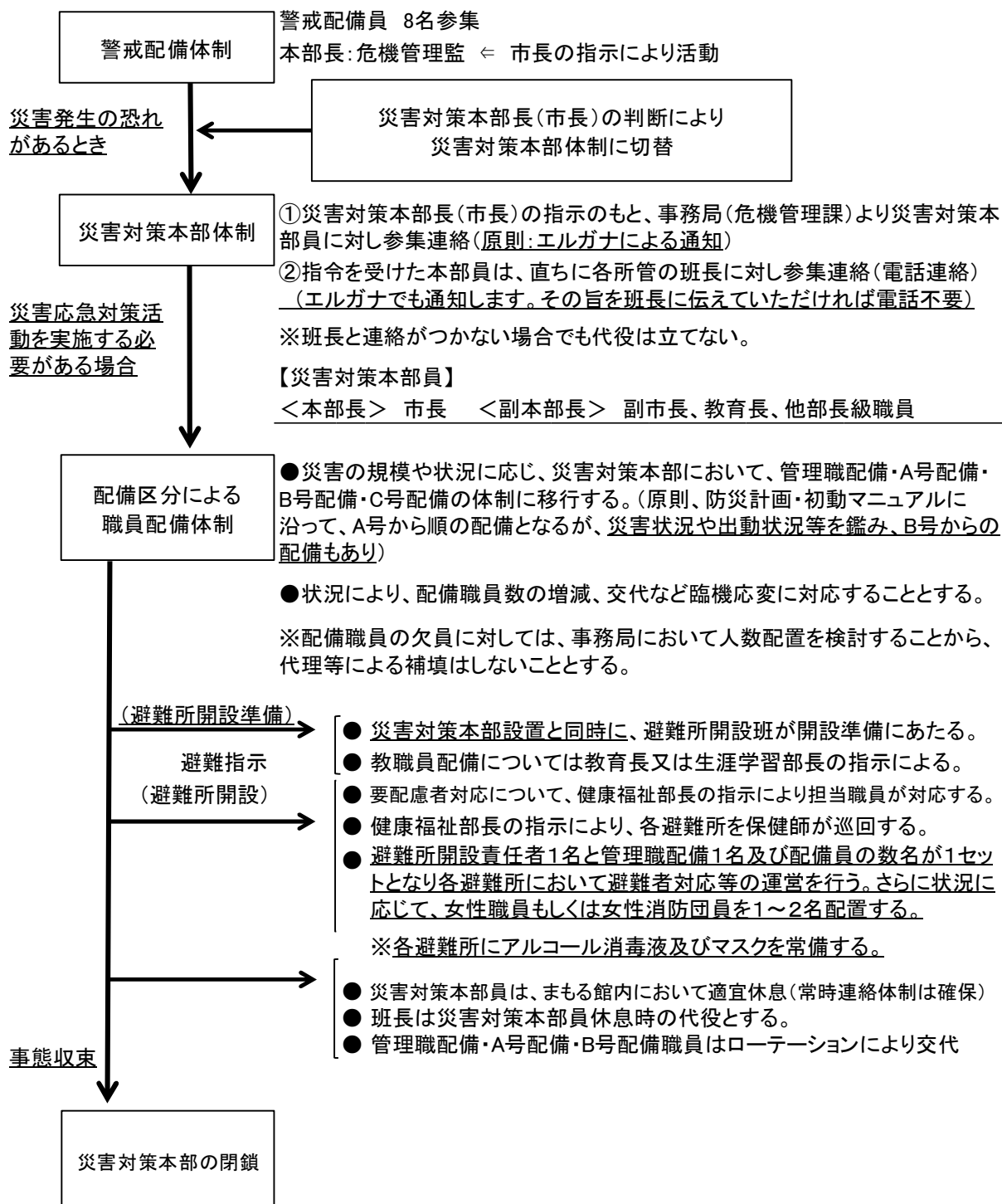
この訓令は、令和3年11月12日から施行する。

別表（第9条関係）

消防部隊	指揮支援隊		災害現場における指揮活動の支援を行うため、指揮支援隊長及び隊員並びに指揮車をもって編成する。
	消火隊	ポンプ隊	災害現場における警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに業務に必要な装備をした消防ポンプ自動車をもって編成する。
		タンク隊	水利希薄な地域及び現場直近に部署し、災害現場における警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに水槽付消防自動車をもって編成する。
		化学消火隊	災害現場における特殊な警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに化学消防自動車をもって編成する。
	救助隊	救助隊	災害現場における救助活動及び警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに救助器具を積載した救助工作車をもって編成する。
		水難救助隊	水域における救助活動に従事するため、隊長及び隊員並びに潜水器具等を積載した水難救助車をもって編成する。
	はしご隊		災害現場における救援活動及び警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びにはしご付消防自動車をもって編成する。
	特殊車両隊		災害現場における特殊な警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに特殊消防自動車等をもって編成する。
	特命隊		警防部長が特に必要と認めるときに消防本部に設置する隊とする。
	救急隊		災害現場による事故等の傷病者又は急病人を医療機関へ搬送するため、隊長及び隊員並びに救急自動車をもって編成する。

災害時職員配備フロー図

警報発令



- ・班長は本部員の補佐役とする。
- ・班長は災害対策本部設置後、直ちに招集される(本部員より参集連絡)。(エルガナでも連絡あり)。
- ・班長は常に本部員を補佐するとともに各班の指揮を執るが、必要に応じて現場対応することもあり。
- ・長時間に及ぶ場合、本部長の指示により、適宜、休憩することとする。

(様式1) 動員報告書

動員報告書

令和 年 月 日

人事班長 様

部長 印

1 配備の区分

2 発令の時刻

配備

令和 年 月 日 時 分

3 動員者名簿

令和 年 月 日 時現在

配属	氏名	配置場所	勤務に服した 時刻	備考

(注) 動員発令後、未だ勤務についていない者については所属・氏名のみ記入のこと。

(様式2) 災害概況速報

【災害概況速報】

災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(様式 3) 被害状況速報

【被害状況速報】

(表面)

[illegible]

(裏面)

区分			被害	市町村災害 対策本部	名 称			
公共文教施設		千円			設 置	月	日	時
農林水産業施設		千円			解 散	月	日	時
公共土木施設		千円		災害設置市町村名 対策本部				
その他の公共施設		千円						
小計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
その他	農産被害	千円		災害適用市町村名 救助法				
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円		消防職員出動延人数	人			
				消防団員出動延人数	人			
備考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	応急対策の状況							
	119 番通報件数							
	消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況							
	避難の勧告・指示の状況							
	避難所の設置状況							
	他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況							
	自衛隊の派遣要請							
災害ボランティアの活動状況								

(様式4) 災害確定報告

【災害確定報告】

(表面)

[illegible]

(裏面)

区分			被害	市町村災害 対策本部	名 称		
公共文教施設		千円			設 置	月 日 時	
農林水産業施設		千円			解 散	月 日 時	
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円		災害設置市町村名 対策本部			
小計		千円					
公共施設被害市町村数		団体					
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額		千円		消防職員出動延人数		人	
				消防団員出動延人数		人	
備考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の概況						
	消防機関の活動状況						
	その他（避難の勧告、指示の状況）						

(様式5) 緊急通行車両確認事前届出書

(表)

() 第 号 緊急通行車両事前届出書 年 月 日			
大阪府公安委員会 殿 申請者住所 (電話番号) 氏名			
行政機関等の名称等		1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 名称（ ）	
業務の内容		1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他（ ）	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域		有 滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他の都道府県（ ）	無
車両の	住所	電話番号（ ）	
使用者	氏名		
番号標に表示されている番号			
出発地			

(様式6) 緊急通行車両事前届出済証

(裏)

() 第 号

年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
- 2 特別な事情により事前手続を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

(様式7) 緊急通行車両等事前届出書

緊急通行車両等事前届出書

年 月 日

大阪府知事

殿

大阪府公安委員会

申請者住所
(電話番号)
氏名

行政機関等の名称等	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関
	3 地方公共団体（執行機関を含む。）	4 指定公共機関
	5 指定地方公共機関	6 その他
	名称（ ）	
業務の内容	1 警報の発令等	2 消防等の応急措置
	3 救難救助等	4 児童等の教育
	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生
	7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保
	9 災害の防御等	10 その他（ ）
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
車両の	住所	
		（ ） 局 番
使用者	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

(様式8) 緊急通行車両確認届出書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認届出書			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

(様式9) 緊急通行車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(様式 10) 自衛隊の災害派遣要求依頼書

自衛隊の災害派遣要求依頼書	
文 書 番 号	
年 月 日	
大阪府知事 様	印
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。	
記	
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

(様式 11) 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書	
文 書 番 号	
年 月 日	
大阪府知事 様	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考となるべき事項	

(様式 12) り災証明書

様式第 1 号 (第 3 条関係)

り 災 証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日			
阪南市長 様			
申 請 者 住 所			
電 話			
氏 名 印			
下記の災害により、り災したことを証明願います。			
り 災 原 因			
り 災 年 月 日	年 月 日		
り 災 場 所			
り 災 物 件	☐ 建物 用途【 】 構造【 】	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水	
	☐ その他		
申 請 理 由 提 出 先 必 要 部 数	申 請 理 由	提 出 先	必要数
			通
			通
			通

上記のとおり、り災したことを証明する。

年 月 日

阪 南 市 長

印

阪南市津波浸水想定（詳細図）



浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース 3, 4, 5, 10 重ね合わせ

堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）

構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件 1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件 2		閉鎖	
条件 3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース 3, 4, 5, 10 の 4 つのモデルを選定しました。これら 4 ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた 3 つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。

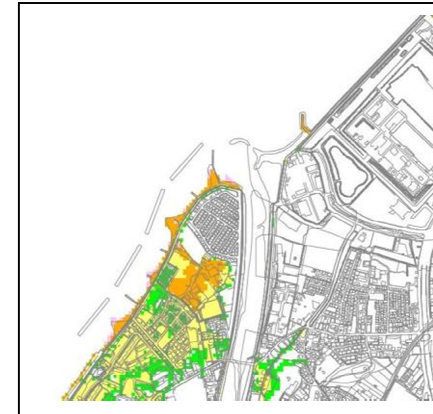
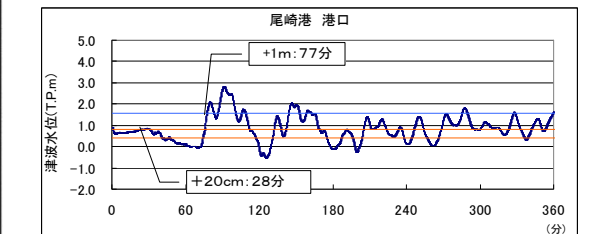
○津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。

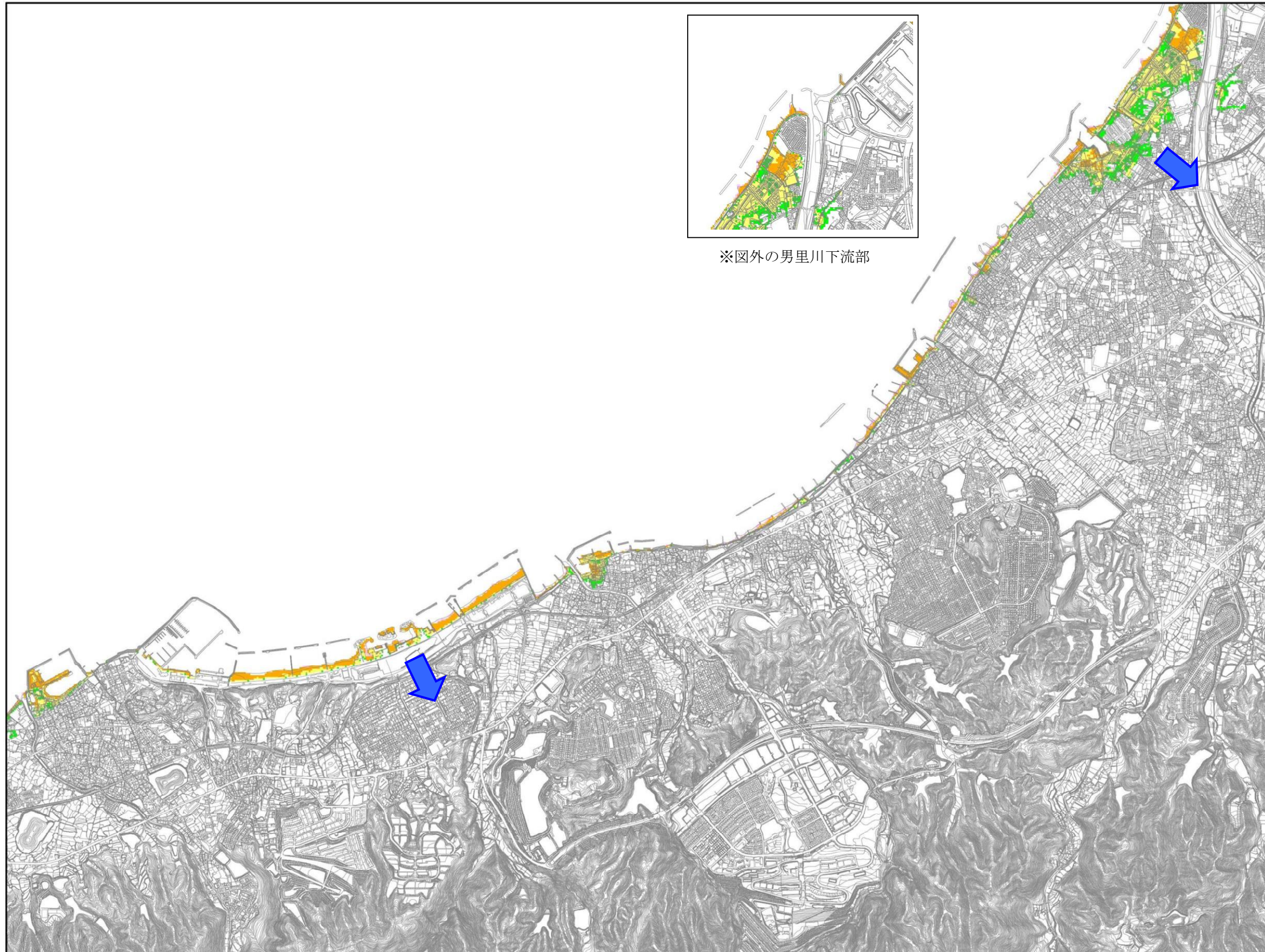
○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

尾崎港の水位変化



※図外の男里川下流部



0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000

